

**精華町第7次高齢者保健福祉計画
精華町第6期介護保険事業計画**

平成27年3月
精華町

【目次】

第1章：策定にあたって	1
（1）計画の基本的事項	1
（2）計画課題	3
第2章：基本理念と計画の目標	4
（1）基本理念	4
（2）計画の目標	4
第3章：精華町の高齢福祉施策	6
（1）その人らしい高齢期の暮らしと活動を応援する施策	7
① 健康づくり・介護予防の充実	
② 高齢期の社会参画機会の拡充	
③ 地域福祉の充実	
④ 権利擁護対策等の推進	
⑤ やさしいまちづくりの推進	
（2）介護等が必要になったときの安心をつくる施策	13
① 介護サービス等の充実	
② 認知症対策の充実	
③ 家族介護支援の推進	
④ 終末期支援の充実	
⑤ 介護保険事業の適正運営	
第4章：介護保険サービス（第6期介護保険事業計画）	18
（1）日常生活圏域の設定	18
（2）居宅サービス／介護予防居宅サービス	20
（3）地域密着型サービス／地域密着型介護予防サービス	24
（4）住宅改修	27
（5）居宅介護支援／介護予防支援	27
（6）介護保険施設サービス	28
（7）地域支援事業	29
（8）特別給付	37
（9）介護保険料（第1号被保険者保険料）の算定	37
第5章：町独自の事業・サービス	45
（1）高齢期の社会参画機会の拡充	45
（2）地域福祉の充実	46
（3）生活支援サービスの充実	48
（4）家族介護者支援の推進	50
（5）施設福祉サービス	51
第6章：計画の推進	52

第1章：策定にあたって

(1) 計画の基本的事項

① 策定趣旨

本町の65歳以上人口は平成26年10月現在で7,500人を超え、高齢化率が20%に達しました。今後も65歳以上人口の増加が見込まれ、団塊の世代が後期高齢者となる10年後の平成37年を見据え、高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを地域の特色に応じて作り上げていくことが必要です。

精華町では、平成24年3月に策定した「精華町第6次高齢者保健福祉計画」に基づき高齢福祉施策を推進してきました。今般これを見直し、地域包括ケアシステムの実現に向け、高齢福祉のさらなる充実を図るものです。

② 計画の位置づけ

(法的位置づけ)

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8に、介護保険事業計画は介護保険法第117条に基づく市町村計画として策定する計画です。

高齢者保健福祉計画は、要介護認定者等に限らず高齢福祉全般にわたる計画であり、介護保険事業計画と相互に連携する必要があるため、2つの計画を一体化して策定しています。

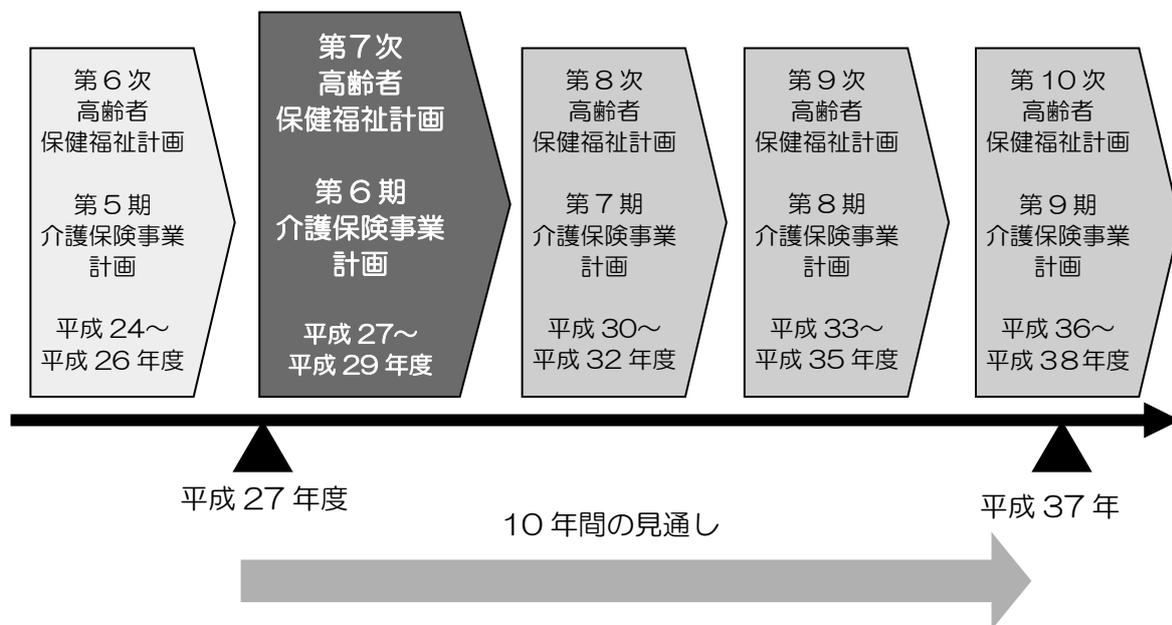
(上位関連計画)

「精華町総合計画」における高齢福祉分野の個別計画として位置づけられるものです。

また、「精華町地域福祉計画」「精華町健康増進計画」「精華町障害者基本計画・障害福祉計画」「精華町児童育成計画精華町子ども・子育て支援事業計画」「精華町男女共同参画計画」等との整合を図っています。

③ 計画の期間

「精華町第7次高齢者保健福祉計画」および「精華町第6期介護保険事業計画」は、10年後の平成37年を見通した上で、計画期間を平成27年度から平成29年度の3か年とします。



(2) 計画課題

精華町の高齢福祉に係る計画課題を以下に整理します。

課題 1	自分らしい豊かな高齢期をつくることのできる地域社会としていくことが求められる。
-----------------	--

- 健康寿命の延伸には、壮年期からの健康づくりと高齢期の健康の維持増進が大切です。「自分の健康は自分でつくる」という意識を高め、一人ひとりの健康づくりの実践とそれを支援する環境づくりを進めていくことが重要です。
- 趣味、余暇活動や自らの知識・経験を生かした就労・地域づくりへの貢献など、地域における人と人との多様な関わりあいの中で、様々な社会参画の場と機会があることが重要です。
- 地域の高齢福祉を支えるために、住民、行政、専門家、民間事業者などの様々な関係機関が協力し、地域の福祉力・介護力の向上を図ることが重要です。
- 高齢者虐待やその他の様々な権利侵害がないように、一人ひとりの意思が尊重され、権利が守られる必要があります。
- 安全な歩行空間の整備や公共交通機関等の移動手段の充実により、安心して外出できるまちとしていくことが重要です。

課題 2	住み慣れた自宅や地域で安心して最期まで暮らし続けられるようにしていくことが求められる。
-----------------	--

- 介護が必要になっても在宅での生活を基本として過ごすことができるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供できるようにしていくことが重要です。
- 高齢化の進展とともに認知症がますます身近な病気となってきました。認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた自宅や地域で安心して自分らしく暮らせるようにしていくことが重要です。
- 終末期において、一人ひとりの意思が尊重され、その人らしい最期を迎えられる環境をつくることが重要です。

第2章：基本理念と計画の目標

(1) 基本理念

精華町の高齢福祉に係る基本理念を次のキャッチフレーズで示します。

いくつになっても にっこり笑顔
仲間とともに 元気に暮らせる 精華町

(2) 計画の目標

基本理念のもと、地域包括ケアシステム^(注)が構築されたまちの姿としてこの計画の目標を2つ設定します。

いくつになっても
元気に暮らせる！

**誰もが自分らしく
高齢期を楽しめるまち**

人生を通じて培ってきた知識や経験、技術を生かして、自分らしく活躍し、元気に暮らせるまちをめざします。

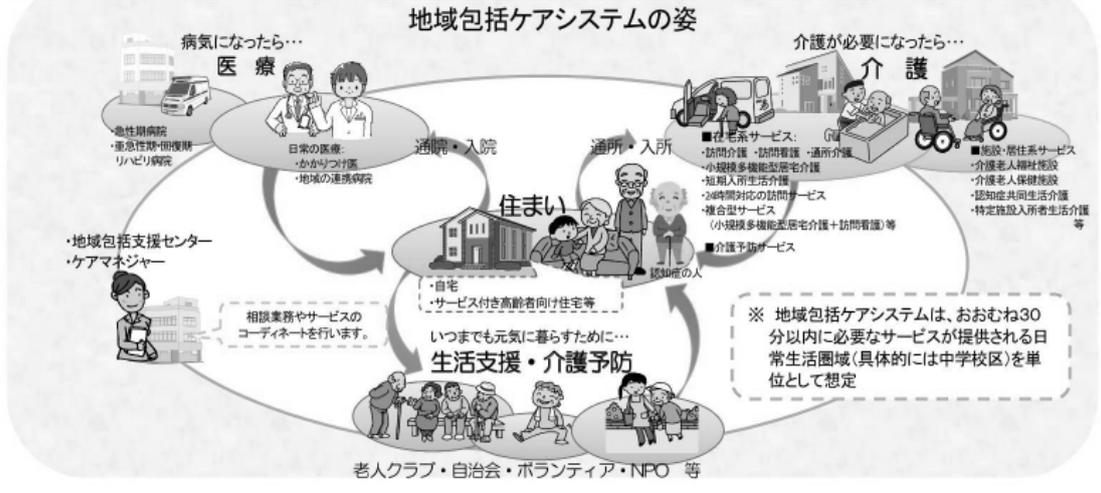
いくつになっても
仲間とともに！

**介護等が必要になった
ときの安心があるまち**

家族や近所の人、友人、子どもから高齢の人まで、仲間とともによるこびあい、支えあって、住み慣れた地域で最期まで自分らしく暮らせるまちをめざします。

地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。
地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく必要があります。



地域包括ケアシステムの捉え方

- 地域包括ケアシステムの5つの構成要素（住まい・医療・介護・予防・生活支援）をより詳しく、またこれらの要素が互いに連携しながら有機的な関係を担っていることを図示したものです。
- 地域における生活の基盤となる「住まい」「生活支援」をそれぞれ、植木鉢、土と捉え、専門的なサービスである「医療」「介護」「予防」を植物と捉えています。
- 植木鉢・土のないところに植物を植えても育たないのと同様に、地域包括ケアシステムでは、高齢者のプライバシーと尊厳が十分に守られた「住まい」が提供され、その住まいにおいて安定した日常生活を送るための「生活支援・福祉サービス」があることが基本的な要素となります。そのような養分を含んだ土があればこそ初めて、専門職による「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・予防」が効果的な役割を果たすものと考えられます。



出典：厚生労働省HP

第3章：精華町の高齢福祉施策

■施策体系

施策の柱	施策領域と施策目標
その人らしい 高齢期の暮らしと活動を応援する施策	① 健康づくり・介護予防の充実 【施策目標】 住民が「自分の健康は自分でつくる」という意識を持って健康づくりや介護予防に取り組んでいる。
	② 高齢期の社会参画機会の拡充 【施策目標】 高齢の人がいきいきと社会参画している。
	③ 地域福祉の充実 【施策目標】 地域福祉の活動に住民が積極的に参画している。
	④ 権利擁護対策等の推進 【施策目標】 高齢の人の生命、財産、生活に係る権利が守られている。
	⑤ やさしいまちづくりの推進 【施策目標】 安心して生活できるユニバーサルデザインのまちづくりが進んでいる。
介護等が必要になったときの安心をつくる施策	① 介護サービス等の充実 【施策目標】 介護が必要になっても、安心して介護保険サービスを利用できる。
	② 認知症対策の充実 【施策目標】 認知症についての地域の理解が進んでいる。
	③ 家族介護支援の推進 【施策目標】 介護が必要な人とともに暮らす家族が、安心して介護をすることができる。
	④ 終末期支援の充実 【施策目標】 本人や家族等の意思が尊重され、その人らしい最期を迎えることができる。
	⑤ 介護保険事業の適正運営 【施策目標】 介護保険事業が適正に運用され、住民が安心して介護保険サービスを利用できる。

(1) その人らしい高齢期の暮らしと活動を応援する施策

① 健康づくり・介護予防の充実

住民参加による健康づくり運動を進め、生活習慣病の予防と介護予防を推進します。また、寝たきり等の要介護状態になったり、要介護状態のさらなる進行をできるだけ防ぐため、保健・医療・福祉の連携のもとで個別の状況に応じた適切な介護予防事業・サービス、リハビリテーションの提供体制をつくります。

施策	概要
健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 「精華町健康増進計画」や「せいか365」^(注)に基づき、健康づくりや生活習慣病予防、ロコモティブシンドローム^(注)の予防を推進し、健康寿命の延伸をめざします。
介護予防の充実	<ul style="list-style-type: none"> ふれあいサロンなど住民主体の活動の機会にあわせ、介護予防や介護技術等の普及を行うとともに、介護予防活動の担い手の育成等の支援を行います。 介護予防・日常生活支援総合事業を見据えて、地域の互助、民間サービス、町独自事業など役割分担を踏まえた介護予防事業のあり方を検討するとともに、二次予防事業対象者把握事業については、一般介護予防事業への移行を検討します。
介護予防ケアマネジメントの提供体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> 要支援者に対する適切な介護予防ケアマネジメントの提供により、要支援状態からの自立促進・重度化の予防に取り組みます。
リハビリテーション提供体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> 寝たきり防止のために、発症早期（急性期）と回復期・維持期のリハビリテーションが継続的に実施されるよう、リハビリテーションの提供体制の強化に取り組みます。

せいか365



～健康づくり運動を町全体へ～

精華町のみんなが笑顔でつながり
みんなが支えあい みんなが元気になり
健やかで元気に満ちた地域づくりを目指した運動です。

ロコモティブシンドローム（ロコモ：運動器症候群）

筋肉、骨、関節、軟骨、椎間板といった運動器の障害のために、歩行や日常生活に何らかの障害をきたした状態を「ロコモティブシンドローム」（運動器症候群 略称 ロコモ）といいます。進行すると介護が必要になるリスクが高くなります。

【参考】ロコモチャレンジ www.locomo-joa.jp
（日本整形学会公認 ロコモティブシンドローム 予防啓発公式サイト）
自分のロコモの状況、知識、予防方法などを知ることができます。

② 高齢期の社会参画機会の拡充

高齢期を迎えた後も、誰もが人生を通じて培った自らの経験や知識、知恵を生かして、地域社会の中でますます活躍していけるよう、様々な場と機会を整備します。

施策	概要
働く場と機会づくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ シルバー人材センター等の活動と協調しながら、働く場と機会づくりを促進します。 ・ 企業や雇用主に対して、国や京都府、関係機関等による高齢者の雇用に関する支援策等について情報提供を行います。
趣味・社会貢献活動等の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老人クラブなどの活動を支援します。 ・ 趣味活動や自主活動サークル等への参加を促すために、情報提供や場、機会づくりを行います。 ・ (福) 精華町社会福祉協議会と連携し、ボランティアやNPOの活動等を支援します。 ・ 精華寿大学^(注)など生涯学習施策等との連携のもとで、生涯学習・スポーツ等に親しめるよう図ります。

精華寿大学



精華寿大学の様子

精華町教育委員会生涯学習課が実施している、町内在住で60歳以上の人を対象にした講座。講演や見学会などを年間に7回程度開催。

熱中症対策など、日常生活で役立つテーマを積極的に扱っています。4回以上出席した人には寿大学の修了証を渡しています。

③ 地域福祉の充実

「精華町地域福祉計画」に基づき、地域福祉活動への住民参加をさらに進め、地域福祉の充実したまちづくりを進めます。

施策	概要
高齢期に関する住民の相互理解の向上	<ul style="list-style-type: none"> 世代間交流、同世代交流を促進し、「高齢期」と「加齢に伴う生活のしづらさ」等について相互理解を深めます。
高齢福祉ボランティアの養成・確保	<ul style="list-style-type: none"> (福)精華町社会福祉協議会に設置されたボランティアセンターを拠点として、地域の高齢福祉ボランティアの養成・確保を図るとともに、ボランティア活動に係る情報発信、交流等を行います。 地域住民が様々な活動の担い手として参画できるよう、地域福祉活動へのきっかけや活動しやすい環境づくりなど多角的な支援を行います。
身近な居場所・活動拠点づくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> 高齢の人だけでなく、障害のある人とその家族、介助・介護者など様々な生活のしづらさがある人が地域で孤立することのないよう、身近な居場所づくりを進めます。 身近な民家の活用、小中学校の空き教室の活用等により常設型の身近な居場所の開設を支援します。
地域生活での安心サポートの充実	<ul style="list-style-type: none"> 緊急通報システムの設置など緊急連絡時の体制整備に取り組みます。 絆ネットコーディネーター^(注)、民生委員・児童委員の活動や地域住民、まちの福祉サポート店^(注)との連携を図り、昼間独居を含む高齢の人のみの世帯等への地域の見守り活動等を促進します。 災害時要配慮者支援を充実させます。
生活安全に係る普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全や防犯・防災について関係機関・団体と連携し、高齢の人を中心とした地域住民への知識普及や意識啓発を行います。

絆ネットコーディネーター

高齢者、障害者、児童、生活支援や見守りなど配慮を要する人と、地域で活動している各種団体とをつなぎ、地域の課題を横断的に調整する役割を担っています。



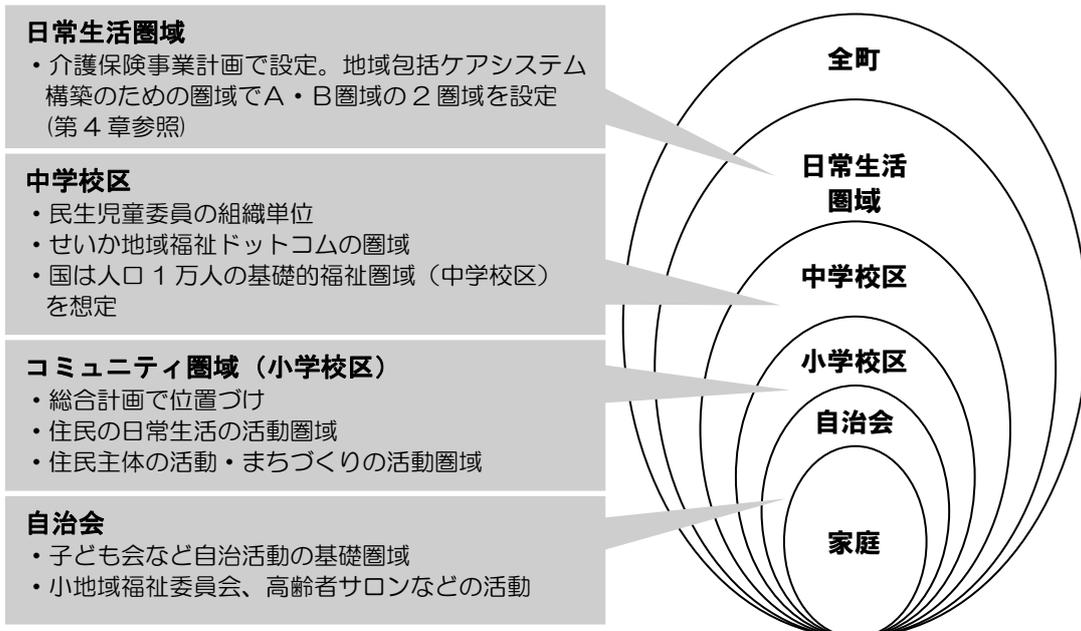
まちの福祉サポート店

高齢や障害、認知症などの理由により買い物などの日常生活にお困りの方を支援し、その生活を守るために、商店や事業所などを「まちの福祉サポート店」として登録しています。



まちの福祉サポート店の目印

【参考：地域福祉活動等に係る圏域等】



④ 権利擁護対策等の推進

いくつになってもその人の基本的人権が損なわれないよう、高齢者虐待の予防と対策、成年後見制度等の利用支援など権利擁護対策を充実させます。

施策	概要
高齢者虐待の 予防と対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者虐待の未然防止、早期発見につながるよう虐待に関する知識の普及に努めるとともに、虐待対策のネットワークを構築し、虐待の早期発見・早期対応を図ります。 ・ 虐待の対応にあたっては、虐待の被害者、加害者双方の心身のケアにあたりながら、家族の生活環境全体へのアプローチを行います。
成年後見制度等の 利用支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度の審判申立制度（町長申立て）や利用支援事業（助成制度）、社会福祉協議会による福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）の周知と利用促進を図り、権利擁護に努めます。 ・ 市民後見人の育成・確保について関係機関とともに検討を進めます。
消費者被害の 予防と対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員・児童委員や老人クラブなどの関係機関・団体との連携を図りながら啓発、注意喚起を行います。 ・ 消費者被害を受けた人を救済するために、消費生活センター^(注)での相談や警察等と連携しながら、消費者問題の解決や被害の拡大防止に努めます。

消費生活センター

消費生活相談員が、悪質な訪問販売や架空請求、多重債務などの消費生活に関する相談を受け付け、自主交渉の助言やあっせん、情報提供などを行います。

相楽消費生活センター

- 相談専用ダイヤル：0774-72-9955
- ところ：〒619-0214 京都府木津川市木津上戸1 5相楽会館1階
- 開所時間：毎週月曜日～金曜日（祝・休日、年末年始を除く）午前9時～午後4時

⑤ やさしいまちづくりの推進

高齢になっても安心して生活できるよう、住宅のバリアフリー化など高齢期に対応した住まいづくりを促進するとともに、公共公益的施設のバリアフリー化、移動の円滑化などの福祉のまちづくりを推進します。

施策	概要
<p>高齢期に対応した 住まいづくりの促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 住宅のバリアフリー化や高齢の人を対象とした住宅等に関する情報提供を行い、高齢になっても安心して住める住宅整備を支援します。
<p>移動のしやすさの確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関やボランティア等と連携し、外出支援サービスを充実させます。 「精華くるりんバス」がより利用しやすくなるように努めます。
<p>公共公益的施設の バリアフリー化の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設や道路、公園等の施設の整備にあたっては、「京都府福祉のまちづくり条例」や「精華町やさしいまちづくり指針」に基づき、ユニバーサルデザインの考え方などを踏まえた設計とします。

(2) 介護等が必要になったときの安心をつくる施策

① 介護サービス等の充実

介護や医療が必要となった時でも、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療・福祉の一層の連携を進めるとともに、地域包括支援センター、生活支援サービスや介護サービス、在宅医療等を充実させます。

施策	概要
居宅サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> 事業者間での適切な競争と有効な連携により、サービスの確保と質の向上を図ります。
介護保険施設サービス等の確保・活用	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防サービスや居宅サービス、地域福祉の取り組みとの連携のもとで施設サービスの最大活用を図ります。
地域密着型サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> なるべく居宅や住み慣れた地域で必要な介護サービスを受けられるように、地域密着型サービスを充実させます。
生活支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> 住民主体の活動、地縁組織、シルバー人材センター、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、民間企業などの多様な主体による様々な生活支援サービスの提供体制を促進します。 互助を基本とした生活支援サービス^(注)の充実に向け、生活支援コーディネーターや協議体等を設置し、多様な生活支援の取り組みについて検討します。
在宅医療・介護連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> 地域における医療・介護の関係者が連携し、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供できるよう促進します。
地域包括支援センターの機能充実	<ul style="list-style-type: none"> 様々な相談内容に対応し、かつ適切に応えられるよう各職員のスキルアップを図ります。 町の福祉担当課、関係機関などとの多職種連携を図り、相談機能を充実させます。 地域ケア会議等により、情報共有、多職種協働によるケアマネジメントの支援や地域のネットワーク構築等に努めます。
福祉・介護サービス従事者の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> 介護サービス従事者の確保や研修等を充実させ、資格取得の支援を行います。

生活支援サービス（介護保険事業外）

介護保険事業外の町独自の生活支援サービスとして、「高齢者日常生活用具給付・貸与」「配食サービス」「生きがい活動支援通所事業」「ふれあいサロン推進事業」「高齢者鍼灸マッサージ等施術費助成事業」を実施しています。（詳細は第5章）

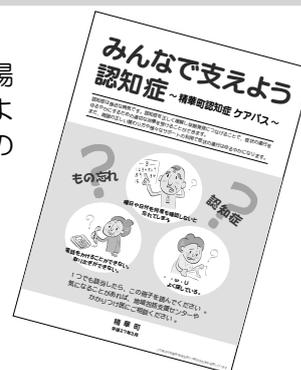
② 認知症対策の充実

認知症についての普及啓発等を推進するとともに、認知症に係る介護サービス等の充実を図り、認知症の方やその家族等が安心して暮らし続けられるまちをめざします。

施策	概要
早期発見と対応の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ かかりつけ医や介護予防事業等を通じて、認知症の早期発見・対応に努めます。 ・ 認知症の方に対しては、地域包括支援センターを中心に地域・サービス事業者・行政が連携して、できるだけ住み慣れた地域で生活できるように支援します。 ・ 認知症初期集中支援チームによる、本人や家族に対する初期の支援を包括的・集中的に行います。 ・ 行方不明者 SOS ネットワークの構築のため、関係機関や団体等と調整を図ります。
認知症についての知識普及と意識啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症ケアパス^(注)等を活用し、認知症の正しい知識や予防方法、早期発見及び早期対応などについて、認知症地域支援推進員を中心に、知識普及と意識啓発を推進します。 ・ 認知症の方とその家族を支援する認知症サポーターの養成を精華町キャラバン・メイト連絡会と共に推進します。 ・ 町内すべての小中学校で認知症サポーター養成講座を実施します。

精華町認知症ケアパス

認知症に関することや自分や家族、身近な人が認知症になった場合に、町内を中心に認知症の症状の進行にあわせて、どこでどのようなサービス等を受けることができるのか、相談先や医療機関等の連絡先を具体的に記載しています。



【参考：認知症徘徊模擬訓練】



近年、認知症の方が行方不明になり、事故に巻き込まれるケースが後を絶ちません。行方がわからなくても、できるだけ早く近くで保護することや、認知症の方を見守る地域づくりが求められています。そのため、認知症であることを想定した徘徊者役に声かけをする模擬訓練を行っています。

③ 家族介護支援の推進

家族介護支援に対して、安心して介護をすることができるよう、介護の肉体的・精神的負担の軽減、孤立防止などの取り組みを進めます。

施策	概要
家族介護支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護者リフレッシュ事業として、介護からの心身のリフレッシュ支援、介護者家族会との意見交換、介護者相互の交流会の開催、介護方法や介護予防・健康づくり等に係る教室の開催を行います。 ・ 認知症の方の介護者に対する支援を充実させます。 ・ 「介護マーク」^(注)を啓発し、介護しやすい環境をめざします。

介護マーク

介護者が外見では介護していることが分かりにくいような場面において、誤解や偏見を持たれないよう、介護中であることをわかるようにするためのマーク。



④ 終末期支援の充実

看取りに対する住民意識の醸成を図るとともに、近隣自治体や京都府等との連携・協力により、在宅医療・介護の連携、緩和ケアの充実等を図り、住み慣れた環境でできるだけ長く過ごせるよう、その人らしい最期が迎えられるよう取り組みを進めます。

施策	概要
<p>看取りに関する知識普及と意識啓発の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分自身の終末期や家族の看取りに関する知識普及と意識啓発に取り組みます。 ・ (福) 精華町社会福祉協議会や京都府、関係機関などと連携を図り、エンディングノート等を活用し、知識普及と意識啓発を推進します。 ・ 看取り期や看取り後の家族介護者等をケアするグリーフ・ケア^(注)の普及啓発に取り組みます。
<p>多職種協働による看取り期のケア体制づくりの促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 京都府や関係機関の協力のもと、在宅・病院・施設等での個々人の状況に応じた質の高い看取りが実現できるように、在宅医療・介護の連携、多職種協働等を促進します。

グリーフ・ケア

大切な人を亡くし、大きな悲嘆（グリーフ）に暮れている人に対して、その悲しみから立ち直れるようそばにいて支援することです。

⑤ 介護保険事業の適正運営

住民が安心して介護保険サービスを利用できるように、要介護認定や介護給付の適正確保、サービス事業者の評価など、介護保険事業の適正な運営を図ります。

施策	概要
介護保険制度・サービスに係る情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民が適切なサービスを利用できるように、介護保険制度の周知に取り組みます。 ・ 高齢福祉サービスのわかりやすさ、利用しやすさの向上に努めます。
要介護認定・介護給付の適正の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護認定が公平・適正に行われるよう認定調査にあたる町職員や介護支援専門員の資質向上を図ります。 ・ 限られた財源の中で適切かつ良質なサービスの提供を行うため、国や京都府とも連携し、保険料の確実な徴収、不必要な給付の防止、効率・効果的なサービス利用の推進など、介護給付の適正維持に努めます。
低所得者の経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料の低所得者対策を継続して実施します。 ・ 低所得者に対して経済的な負担によりサービスの利用が抑制されないよう、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度等の適切な利用を促進します。
介護保険サービスの質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提供されるサービスの内容について精華町による監督、利用者評価や第三者評価等を行い、その質の向上を図るとともに、住民がサービスを選択するときその評価を活用できるようにします。 ・ 住民からの苦情を受けた場合など、係るサービス提供事業者に対して、迅速かつ適切な改善策を講じるように指導します。 ・ 介護保険事業そのものに関する苦情について、関係機関の指導・助言を得ながら、保険者責任において解決に努めます。

第4章：介護保険サービス（第6期介護保険事業計画）

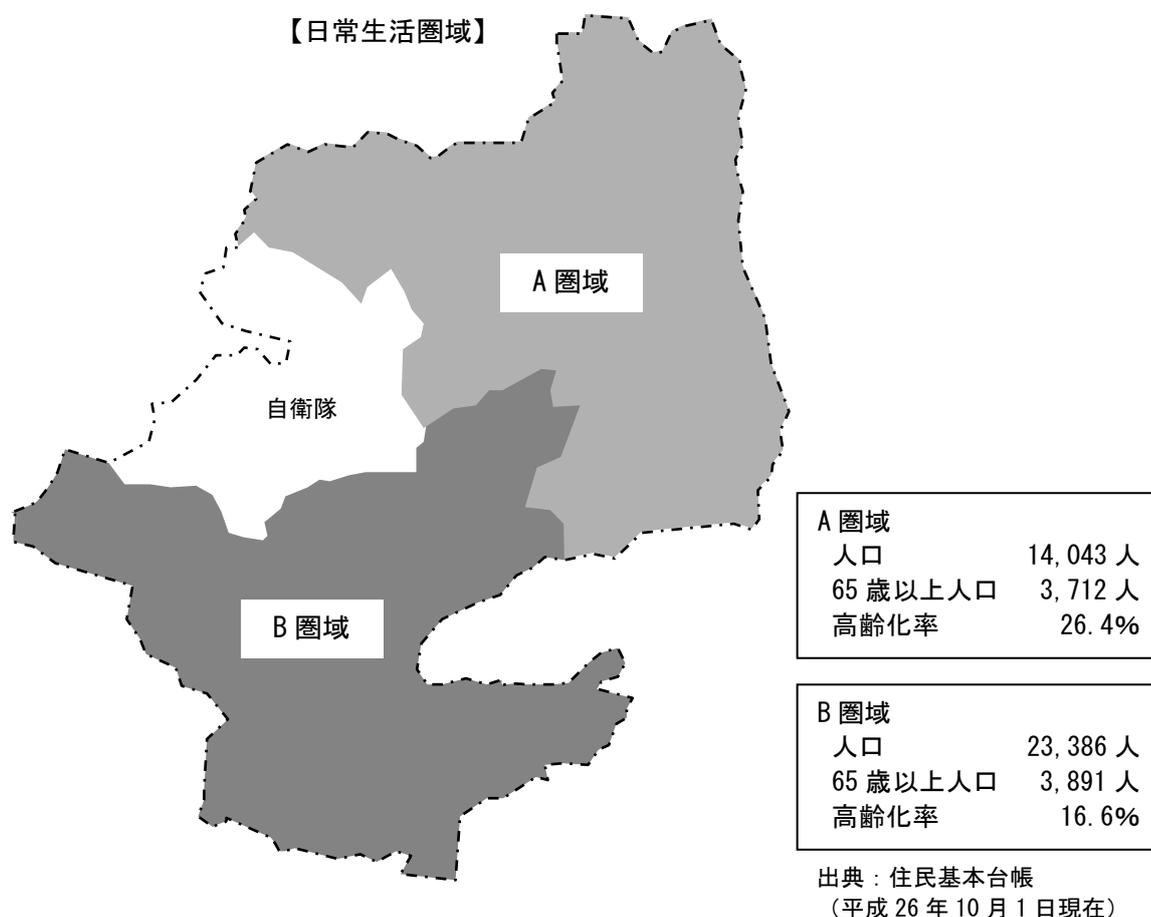
第5期計画では、高齢化の進展に伴い、第1号被保険者数が増加し、また、後期高齢者や要介護認定者数の伸びにより、介護サービス給付費が増加しました。

第6期計画については、今後予測される給付費の増加を抑えるためにも、町及び関係機関などとの多職種連携を図り、高齢期の健康づくり・介護予防の推進に、引き続き取り組みます。

（1）日常生活圏域の設定

精華町では、都市基盤の整備状況や地区と地区とが隣接していることによる地域間の結びつきがあること（大規模開発地域と既存集落とが隣接している）、それぞれの区域に核となる介護サービス提供施設が存在していること、この核となる施設が中心となって地域密着型サービスの提供・整備が可能であること等を勘案し、次図の通り、「A圏域（精北・川西小学校区）」と「B圏域（精華台・山田荘・東光小学校区）」を設定します。

地域包括ケアシステムは日常生活圏域での構築を基本としつつ、施設整備、日常生活の支援や見守り活動など取り組みに応じた圏域を全町や小学校区、自治会など設定します。



	A 圏域	B 圏域
圏域概況	<ul style="list-style-type: none"> 「旧川西地域」に属し、本町の中心部である祝園駅周辺地区、北の玄関口である下粕駅周辺地区があり、古くからの旧市街地と昭和40～50年代にかけてのミニ開発地域及び木津川左岸の既存集落が点在している地区です。 近年本地区は、人口の推移も横ばいから減少傾向を示しており、高齢化率も高くなってきています。 	<ul style="list-style-type: none"> 学研都市開発区域の中心地と既存集落である「旧山田荘地域」で構成されます。 既存集落では、開発区域と比べて高齢化率が非常に高くなっています。一方で、高齢人口の実数をみると、それぞれの地区で概ね同程度となっています。
施設等の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> 精華町北部地域包括支援センター（高齢者総合福祉施設 神の園）があります。 本町内の介護サービスのうち、介護老人福祉施設、ホームヘルプサービス、ショートステイ、訪問入浴介護、デイサービスセンターと訪問看護ステーション及び通所リハビリさらに、小規模多機能施設等の大多数のサービスが存在している地区であり、中核施設として特別養護老人ホーム神の園があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 精華町南部地域包括支援センター（精華町社会福祉協議会）があります。 デイサービスセンターとホームヘルプサービス、介護老人保健施設のサービスが存在している地区であり、中核施設として地域福祉センターかしのき苑があります。

※ 介護保険法では「日常生活圏域」を、「住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」と定め、その「日常生活圏域」ごとに地域密着型サービスの種類・供給量を規定することとしています。

（2）居宅サービス／介護予防居宅サービス

各事業所との連携と適切な競争を確保しながら、サービス利用者のニーズの動向に対応した確実なサービス供給を維持します。

① 訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが家庭を訪問して介護や家事の援助を行います。

現状と課題	事業所数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3か所
	第5期計画を踏まえた利用概況	<ul style="list-style-type: none"> ・ ニーズが拡大するなか、近隣市町村にある事業所の利用を含め、必要なサービスの提供が保たれています。 ・ 訪問介護として求められるサービスの内容が個別化、多様化しています。 <p>[介護予防]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣市町村にある事業所の利用を含め、必要なサービスの提供が保たれています。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ ニーズに対応したサービス提供の維持 ○ ニーズの多様化に対応できる体制の整備 ○ サービスの質の確保、向上 ○ ホームヘルパーの積極的な育成・支援 <p>[介護予防]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総合事業の実施に向けた取り組みの推進 	

② 訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車で家庭を訪問して、入浴の介護を行います。

現状と課題	事業所数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1か所
	第5期計画を踏まえた利用概況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要なサービスの提供が保たれています。 ・ 相楽地域全域を対象とする事業所であり、1か所によるサービス提供には限界があります。 <p>[介護予防]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要なサービスの提供が保たれています。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ ニーズに対応したサービス提供の維持 ○ 新規事業者の参入促進・確保 ○ サービスの質の確保、向上 	

③ 訪問看護

看護師等が家庭を訪問して看護を行います。

現状と課題	事業所数	・ 1 か所
	第 5 期計画を踏まえた利用概況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣市町村にある事業所の利用を含め、必要なサービスの提供が保たれています。 [介護予防] <ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣市町村にある事業所の利用を含め、必要なサービスの提供が保たれています。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ ニーズに対応したサービス提供の維持 ○ 圏域としてのサービス提供基盤の強化 ○ サービスの質の確保、向上 	

④ 訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士等が、家庭を訪問してリハビリテーションを行います。

現状と課題	事業所数	・ 1 か所
	第 5 期計画を踏まえた利用概況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣市町村にある事業所の利用を含め、必要なサービスの提供が保たれています。 [介護予防] <ul style="list-style-type: none"> ・ ニーズが拡大しているなか、近隣市町村にある事業所の利用を含め、必要なサービスの提供が保たれています。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ ニーズに対応したサービス提供の維持 ○ サービスの質の確保、向上 	

⑤ 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

現状と課題	第 5 期計画を踏まえた利用概況	<ul style="list-style-type: none"> ・ ニーズが拡大しているなか、必要なサービスの提供が保たれています。 [介護予防]
		<ul style="list-style-type: none"> ・ ニーズが拡大しているなか、近隣市町村にある事業所の利用を含め、必要なサービスの提供が保たれています。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ ニーズに対応したサービス提供の維持 ○ サービスの質の確保、向上 	

⑥ 通所介護（デイサービス）

デイサービスセンター等において、入浴、食事の提供、機能訓練等を行います。

現状と課題	事業所数	・ 4 か所
	第 5 期計画を踏まえた利用概況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣市町村にある事業所の利用を含め、必要なサービスの提供が保たれています。 ・ 近隣市町村に事業所が多くあります。 [介護予防] <ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣市町村にある事業所の利用を含め、必要なサービスの提供が保たれています。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ ニーズに対応したサービス提供の維持 ○ サービスの質の確保、向上 [介護予防] <ul style="list-style-type: none"> ○ 総合事業の実施に向けた取り組みの推進 	

⑦ 通所リハビリテーション

理学療法士や作業療法士等が、施設においてリハビリテーションを行います。

現状と課題	事業所数	・ 2 か所
	第 5 期計画を踏まえた利用概況	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービスの適正利用が進むなかで、近隣市町村にある事業所の利用を含め、必要なサービスの提供が保たれています。 [介護予防] <ul style="list-style-type: none"> ・ ニーズが拡大しているなか、近隣市町村にある事業所の利用を含め、必要なサービスの提供が保たれています。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規事業所整備を踏まえた、サービス提供の維持 ○ サービスの質の確保、向上 	

⑧ 短期入所生活介護

介護を必要とする人に、介護施設での短期間の滞在と日常生活上の介護を提供します。

現状と課題	事業所数	・ 1 か所
	第 5 期計画を踏まえた利用概況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣市町村にある事業所の利用を含め、必要なサービスの提供が保たれています。 [介護予防] <ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣市町村にある事業所の利用を含め、必要なサービスの提供が保たれています。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 近隣市町との連携による、適切で有効なサービスの提供 ○ サービスの質の確保、向上 	

⑨ 短期入所療養介護

介護を必要とする人に、介護施設での短期間の滞在と医療ケア、日常生活上の介護を提供します。

現状と課題	事業所数	・ 1 か所
	第 5 期計画を踏まえた利用概況	・ 限られた入所定員を有効に活用してニーズに对应しているほか、他サービスによる代替・補完によって対応しています。
今後の方向	○ 老人保健施設の空き床活用等によるサービスの代替・補完 ○ サービスの質の確保、向上	

⑩ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム、ケアハウス等）

有料老人ホーム等において提供されている介護等も介護保険の対象とします。

現状と課題	事業所数	・ 0 か所
	第 5 期計画を踏まえた利用概況	・ 町内には指定事業所はなく、町外での利用となっています。
今後の方向	○ 必要なサービスとしての提供体制の確保の検討	

⑪ 福祉用具貸与

車いすやベッド等の福祉用具を貸与します。

現状と課題	第 5 期計画を踏まえた利用概況	・ 必要なサービスの提供が保たれています。 ・ 電動ベッド、車いす等の利用が多くを占めています。
		[介護予防] ・ 必要なサービスの提供が保たれています。
今後の方向	○ ニーズに対応したサービス提供の維持 ○ 福祉用具の適正貸与 ○ 事業者指導体制の充実による悪質取引の防止	

⑫ 特定福祉用具販売

入浴や排泄など貸与になじまない福祉用具について購入費を支給します。

現状と課題	第5期計画を踏まえた利用概況	<ul style="list-style-type: none"> 必要なサービスの提供が保たれています。 [介護予防] <ul style="list-style-type: none"> 必要なサービスの提供が保たれています。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ニーズに対応したサービス提供の維持 事業者指導体制の充実 	

(3) 地域密着型サービス／地域密着型介護予防サービス

介護が必要な状態になっても、居宅や住み慣れた地域に必要な介護サービスを受けられるように、地域密着型サービスの基盤整備を進めます。計画期間中に、小規模多機能型居宅介護1か所及び認知症対応型共同生活介護（グループホーム）2ユニットの整備を見込みます。

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

訪問介護と訪問看護を24時間体制で提供します。

現状と課題	事業所数	<ul style="list-style-type: none"> 0か所
	第5期計画を踏まえた利用概況	<ul style="list-style-type: none"> 町内には指定事業所はなく、実績がありません。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> 必要性を勘案したうえでの提供体制の確保の検討 	

② 夜間対応型訪問介護

在宅の場合も、夜間を含め24時間安心して生活できる体制をつくるため、定期巡回と通報による随時訪問を合わせて行います。

現状と課題	事業所数	<ul style="list-style-type: none"> 0か所
	第5期計画を踏まえた利用概況	<ul style="list-style-type: none"> 町内には指定事業所はなく、実績がありません。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> 必要性を勘案したうえでの提供体制の確保の検討 	

③ 認知症対応型通所介護

認知症の方が安心してデイサービスを受けられるよう、認知症の特性や状況に合わせたデイサービスを提供します。

現状と課題	事業所数	・ 1 箇所
	第 5 期計画を踏まえた利用概況	・ 必要なサービスの提供が保たれています。 [介護予防] ・ 必要なサービスの提供が保たれています。
今後の方向	○ ニーズに対応したサービス提供の維持 ○ サービスの質の確保、向上	

④ 小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じた「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスを随時提供することで、中重度となっても在宅での生活が継続できるよう支援します。

現状と課題	事業所数	・ 1 箇所
	第 5 期計画を踏まえた利用概況	・ 家庭的な雰囲気と身近な地域で、各サービスを総合的に安心して利用できるために利用者満足度が高くなっています。 [介護予防] ・ 見込みを大幅に下回った利用となっています。
今後の方向	○ サービスの質の確保、向上 ○ 第 6 期計画期間中におけるサービス提供事業所の整備（1 箇所）	

⑤ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の方に入浴・排泄・食事等の介護や日常生活上のケア、機能訓練等を、共同生活を通じて提供します。

現状と課題	施設数	・ 1 箇所
	第 5 期計画を踏まえた利用概況	・ グループホーム入所対象者が病院や老人保健施設等に入所していることも少なくありません。 ・ 近隣市町においての利用が若干あります。
今後の方向	○ サービスの質の確保、向上 ○ 第 6 期計画期間中におけるサービス提供事業所の整備（2 ユニット・18 名）	

⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員29人以下の小規模な特定施設（介護専用型特定施設）の入居者への生活介護を提供します。

現状と課題	事業所数	・ 0 か所
	第5期計画を踏まえた利用概況	・ 町内には指定事業所はなく、実績がありません
今後の方向	○ 必要性を勘案したうえでの提供体制の確保の検討	

⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所者への生活介護を提供します。

現状と課題	事業所数	・ 0 か所
	第5期計画を踏まえた利用概況	・ 未整備であり、実績がありません。
今後の方向	○ 必要性を勘案したうえでの提供体制の確保の検討	

なお、地域密着型サービス／地域密着型介護予防サービスの年度ごとの必要利用定員総数を次の通りとします。

	（人）			
	平成26年度末	27年度	28年度	29年度
認知症対応型共同生活介護	9	9	9	27
地域密着型特定入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0

⑧ 複合型サービス

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせるなど、ニーズに応じた柔軟なケアを提供します。

現状と課題	事業所数	・ 0 か所
	第5期計画を踏まえた利用概況	・ 町内には指定事業所はなく、実績がありません。
今後の方向	○ 必要性を勘案したうえでの提供体制の確保の検討	

（4）住宅改修

手すりの取り付けや段差解消等の住宅改修について、その費用を支給します。

現状と課題	第5期計画を踏まえた利用概況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅生活上必要な改修であるため、利用は堅調に増加しています。 ・ 利用時の手続きにおいて不備が見られたり、利用者の身体状況を十分考慮されていない改修が申請されたりする事例があります。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ サービス内容や適切な利用の仕方についての住民周知 ○ 利用者個別の状況に応じた改修を提案する力の向上 ○ 事業者指導体制の充実 ○ 事業者の把握と適切な指導 	

（5）居宅介護支援／介護予防支援

地域包括支援センターと居宅介護支援事業所の連携のもとで、利用者本位の立場からケアプランの作成を行います。

現状と課題	事業所数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4か所
	第5期計画を踏まえた利用概況	<ul style="list-style-type: none"> ・ ニーズが拡大しているなか、必要なサービスの提供が保たれています。 ・ 本町の在宅要介護認定者のほとんどが、町内のケアマネジャーに居宅介護支援計画（ケアプラン）の作成を依頼しています。 <p>[介護予防]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要なサービスの提供が保たれています。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ ケアプランに係る利用者理解の促進 ○ ケアマネジャーの確保 ○ 精華町居宅介護支援事業者協議会（ケアマネジャー協議会）の活用等による、ケアマネジャーの資質の向上 ○ 地域包括支援センターと居宅介護支援事業所との連携強化 ○ 京都府と連携した不適切なケアプランを作成する事業者への厳正対処 	

（6）介護保険施設サービス

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

利用する要介護者に対し、ケアプランに基づいて入浴・排泄・食事等の介護、日常生活上のケア、機能訓練、健康管理及び療養上の支援を行います。

現状と課題	施設数	・ 圏域7か所、うち町内1か所
	第5期計画を踏まえた利用概況	・ 126人が入所しており、54人（要介護3以上）が入所待機となっています。
今後の方向	○ サービスの質の確保、向上 ○ 介護予防の推進と在宅介護・地域福祉の充実による、入所施設利用の適正化	

② 介護老人保健施設

病状が安定しており、病院での治療よりむしろ看護・介護やリハビリテーション等の生活面での援助が必要な場合に、在宅復帰をめざした介護、機能訓練、日常生活上のケア等を行います。

現状と課題	施設数	・ 圏域2か所、うち町内1か所
	第5期計画を踏まえた利用概況	・ 91人が入所しています。 ・ 介護老人福祉施設の入所待機者が利用する場合も多く、このことが一般病院での待機につながっています。
今後の方向	○ 介護老人保健施設としての本来機能の確保 ○ サービスの質の確保、向上 ○ 介護予防の推進と在宅介護・地域福祉の充実による入所施設利用の適正化	

③ 介護療養型医療施設

急性期の治療が済み、病状が安定期にある要介護者の長期療養が目的の施設であり、療養上の管理、看護、医学的管理のもと、介護、機能訓練、日常生活上のケア等を行います。介護療養型医療施設は平成29年度末までに廃止となり、介護保険施設等への転換が進められます。

現状と課題	施設数	・ 0か所
	第5期計画を踏まえた利用概況	・ 9人が入所しています。 ・ 介護老人福祉施設の入所待機者が利用する場合も多く、このことが一般病院での待機につながっています。
今後の方向	○ 介護療養型医療施設廃止に伴う、入院患者の処遇確保 ○ 介護老人保健施設への転換を見越した、サービスの質の確保	

（7）地域支援事業

国の介護保険制度の改正により、予防給付の見直しとあわせて地域支援事業として介護予防・日常生活支援総合事業がつけられました。この事業の平成30年までの実施に向け、取り組みを進めます。

■ 介護予防事業

① 二次予防事業対象者把握事業

二次予防事業対象者や健康実態の把握を目的として、基本チェックリストを実施しています。対象者ごとに結果の通知と介護予防事業等の情報提供を行います。

今後の方向	○ 基本チェックリストを実施し、対象者や高齢者の実態の把握ができるように努めます。また、基本チェックリスト回答者に対象に応じた、介護予防事業や健康づくりの情報を提供します。
-------	--

■ サービス利用の実績と計画

(人)

実績	平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込）
		1,108	1,053
計画	第6期介護保険事業計画の期間において、新しい総合事業の実施に向け、取り組みを進めます。		

【参考】 ろくじゅうごすてき65 / ろくじゅうごホップ・ステップ65

住民から愛称を公募し、一次予防対象者を ろくじゅうごすてき65、二次予防対象者を ろくじゅうごホップ・ステップ65と決定しました。



すてき65は、65歳以上で要介護・要支援認定者と二次予防事業対象者を除いた一次予防事業対象者の愛称です。



ホップ・ステップ65は、65歳以上で要介護・要支援状態になる恐れがある二次予防事業対象者の愛称です。

② 通所型介護予防事業

二次予防事業対象者把握事業により把握された二次予防事業対象者等を対象に、運動機能向上プログラム、栄養改善プログラム、口腔機能向上プログラムを総合して実施します。

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二次予防事業対象者等として把握した人数に対して、通所介護予防事業の定員枠が少なく、利用状況も参加者が通年で固定されている現状です。 ・ 事業自体が地域に浸透しておらず、参加希望者も少ない状況が続いています。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業内容を検討し、参加者の増加を図ります。 ○ 地域に根ざした介護予防事業の展開に努め、対象者の自立した生活と充実した生活への支援を行います。

■サービス利用の実績と計画

実績 (人)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度（見込）
	1,340	1,235	886
計画	第6期介護保険事業計画の期間において、新しい総合事業の実施に向け、取り組みを進めます。		

③ 介護予防講座

シニアの方を対象に、介護予防に関わる情報提供や啓発を行います。具体的には、運動講座、音楽会を実施し、ロコモ予防、生きがづくり、認知症予防等の講話や実践指導等を行います。

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加者が多く、ニーズの高い事業です。 ・ 現在、3カ所の会場で広域的に開催していますが、開催拠点となる施設のない地域があります。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業内容、回数等を検討し、さらに充実させます。 ○ 地域に根ざした介護予防事業の展開に努め、拠点となる施設の調整を図ります。

■サービス利用の実績と計画

実績 (延べ人数)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度（見込）
	240	273	300
計画	第6期介護保険事業計画の期間において、新しい総合事業の実施に向け、取り組みを進めます。		

④ 高齢者ふれあいサロン等への介護予防講師派遣事業

高齢者ふれあいサロンへ栄養士、歯科衛生士、保健師、運動指導員などの専門職が伺い、介護予防の話や実践を行います。

現状	・高齢者ふれあいサロンからの派遣のニーズは、年々増加しています。
今後の方向	○ 今後も継続した講師派遣を行うことで、地域での介護予防活動の支援に努めます。 ○ サロンの自主活動支援となるような事業展開をめざします。

■サービス利用の実績と計画

実績 (延べ人数) [か所]	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込)
	208 [11]	239 [12]	800 [40]
計画	第6期介護保険事業計画の期間において、新しい総合事業の実施に向け、取り組みを進めます。		

■ 包括的支援事業

① 地域包括支援センター

現状	・ 地域にあるさまざまな社会資源を用いて、高齢期の生活を総合的に支えていくための拠点として、地域包括支援センターを2か所設置しています。
今後の方向	○ 介護や支援が必要となった人が、安心して地域で生活できるよう、包括的・継続的なケアマネジメントを提供します。

■サービス利用の実績と計画

年度	実績			計画				
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
サービス量 (か所)	1	1	2	2	2	2	2	2

※ 平成26年度は、実績値に基づく年間見込み（以下同様）

【認知症対策】

② 認知症サポーター養成

認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を温かく見守り応援する認知症サポーター^(注)の養成を精華町キャラバン・メイト連絡会と共に推進します。

現状	<ul style="list-style-type: none"> 自治会、企業、行政、学校など様々な団体に認知症サポーターの養成を行っています。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症の方やその家族をが安心して地域で生活できるよう、認知症サポーターの養成を継続して行います。

■サービス利用の実績と計画

年度	実績			計画				
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
サービス量 (延べ人数)	871	1,412	2,000	2,500	3,000	3,500	5,000	7,500

認知症サポーター

町内には、60名のキャラバン・メイトとキッズサポーターを含め約2,000名の認知症サポーターがいます。
(平成26年12月1日現在)



キッズサポーター養成講座の様子

認知症を正しく理解する 「認知症サポーター」を増やそう!

認知症は誰にでも起こりうる病気です。もし、あなたや大切なヒトが認知症になったとき、安心して今の地域で暮らしていけるでしょうか。「認知症サポーター」は、認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を温かく見守る理解者、応援者です。

認知症サポーターは何をするの？

- どうしたのかな？と気遣い優しく見守る
- やさしく声をかけてみる
- 認知症のヒトの苦しみや、ご家族の思いを理解する
- 家族や友人に知識を伝え、偏見をなく など・・・

役割は様々なです。特別なことをするわけではありません。

サポーターが増えることでこんなメリットがあります

- 地域で**
誰もが安心できるような、お互いさまのやさしい町になる
- 企業の中で**
地域で働く人としてできる知識で手助けする(企業イメージがあがる)
- 学校教育の中で**
思いやり・思いやりが深いやさしい人間に成長する

認知症サポーターになるには？

キャラバンメイト(サポーター養成の講師役のこと)がお話しにうかがいます。

所要時間：1時間～1時間半程度

申込方法：下記にご連絡ください。日程の調整をいたします。

費用：無料です。ただし会場等の費用が発生する場合はご負担ください。講座終了後、サポーターの証として「オレンジリング」をお渡しします。

お問い合わせ・申込み先：(株)精華町社会福祉協議会 地域福祉課 精華町地域創造支援センター
TEL：94-4573 / FAX：93-2278
精華町キャラバン・メイト連絡会事務局 高齢者総合福祉施設内の内
TEL：94-4125 / FAX：93-2305 担当：廣藤・松尾

③ 認知症カフェ

認知症予防事業と居場所づくりのための認知症カフェを行います。

現状	・各地域で、認知症予防事業と居場所づくりのため認知症カフェを展開しています。
今後の方向	○ 認知症の初期段階の気づきの場や居場所づくりの場として小学校区単位での実施をめざします。

■サービス利用の実績と計画

年度	実績			計画				
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
サービス量 (か所)	1	4	4	5	5	5	5	5

④ 認知症初期集中支援チーム設置事業

専門職(チーム員)が、認知症の心配のある方やその家族に早期に関わり、適切な介護サービスや医療へとつなげるような相談支援事業を行います。

現状	・認知症の心配がある方や家族にチーム員が早期に関わり、介護サービスや医療へとつなげる取り組みをしています。
今後の方向	○ 気軽に事業を利用してもらえる仕組みづくりやサービスの受け皿の確保に努めます。

■サービス利用の実績と計画

年度	実績			計画				
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
サービス量 (人)	0	0	5	10	15	20	30	30

【在宅医療・介護連携】

⑤ 在宅医療・介護連携

誰もが安心して暮らし続けることができるよう、地域包括ケアの推進に向け、医療・介護等多職種連携を在宅療養コーディネーター中心に図ります。

今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> 地域医師会と連携し、在宅療養や介護をテーマに講演会やカフェ等の取り組みを行います。
-------	---

■サービス利用の実績と計画

実績 (回)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込)
	0	1	1
計画	第6期介護保険事業計画の期間において、新しい総合事業の実施に向け、取り組みを進めます。		

【生活支援サービス】

⑥ 生活支援サービスの体制整備

多様な生活支援サービスの充実、ボランティアなどの担い手の育成、発掘、地域資源の開発やそのネットワーク化など生活支援コーディネーターを中心に推進します。

今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> 福祉業務に従事した経験を持つコーディネーターを継続して配置し、見守りの必要な高齢者をサポートします。
-------	--

■サービス利用の実績と計画

計画	第6期介護保険事業計画の期間において、新しい総合事業の実施に向け、取り組みを進めます。
----	---

■ 任意事業

① 介護給付費適正化事業

介護給付費の適正な管理のため、要介護認定の適正化、住宅改修・福祉用具点検、介護給付適正化支援システムを活用してのケアプラン点検を行います。

今後の方向	○ 現在、実施している介護給付費適正化事業の継続、更なる充実を図ります。
-------	--------------------------------------

② 紙おむつ等給付

町内に住所を有する人で常時失禁状態にあり、おむつの使用が必要であると認められる在宅で寝たきりの高齢の人などに対して紙おむつとおむつカバーを給付します。

今後の方向	○ 事業の継続により、家族等の身体的・精神的・経済的な負担の軽減に努めます。
-------	--

■ サービス利用の実績と計画

年度	実績			計画				
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
サービス量 (実利用者数/月)	93	94	105	108	111	114	123	138

③ 寝具洗濯乾燥消毒サービス

町内に在住で要介護3以上の在宅で寝たきりの人などに対して、毎日使用している寝具を洗濯乾燥消毒することにより、衛生保持等を図ります。

今後の方向	○ 寝具回収等の訪問時に安否確認を併せて行います。
-------	---------------------------

■ サービス利用の実績と計画

年度	実績			計画				
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
サービス量 (延利用者数/年)	59	63	70	72	74	76	82	92

④ 訪問理美容サービス事業

町内に在住で要介護3以上の人に対して、理容・美容のサービスを受けられるよう、理容師や美容師が居宅を訪問してサービスを行います。

今後の方向	○ 理容師や美容師が訪問時に安否確認を併せて行います。
-------	-----------------------------

■サービス利用の実績と計画

年度	実績			計画				
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
サービス量 (延利用者数/年)	23	21	22	23	24	25	28	33

⑤ 介護者リフレッシュ事業

介護者の身体的・精神的負担の軽減のため、介護者同士の交流会、講演会や日帰り旅行等を行います。

現状	・ 介護者の参加が可能となる体制の整備が必要となっています。
今後の方向	○ 事業の内容を介護者の意向に合ったものにし、介護者の身体的、精神的負担を軽減する一助となるように事業を充実させます。

⑥ 成年後見制度利用支援事業

民法で定める後見、保佐、補助の制度の利用にあたり、自ら申し立てることが困難で、判断能力が十分でない人に対して、町長申立てを行います。また、必要となる費用を負担することが困難な者に対して、申立てに要する費用及び成年後見人、保佐人又は補助人の報酬の全部又は一部を助成します。

今後の方向	○ 事業の継続により、生活の自立を図ります。
-------	------------------------

（8）特別給付

① 外出支援サービス

要介護2以上の認定を受け、かつ歩行が困難な人に対し、病気治療のための医療機関への通院、公的機関での手続き、相談等の外出に際し、専用自動車による移送のサービスを行います。

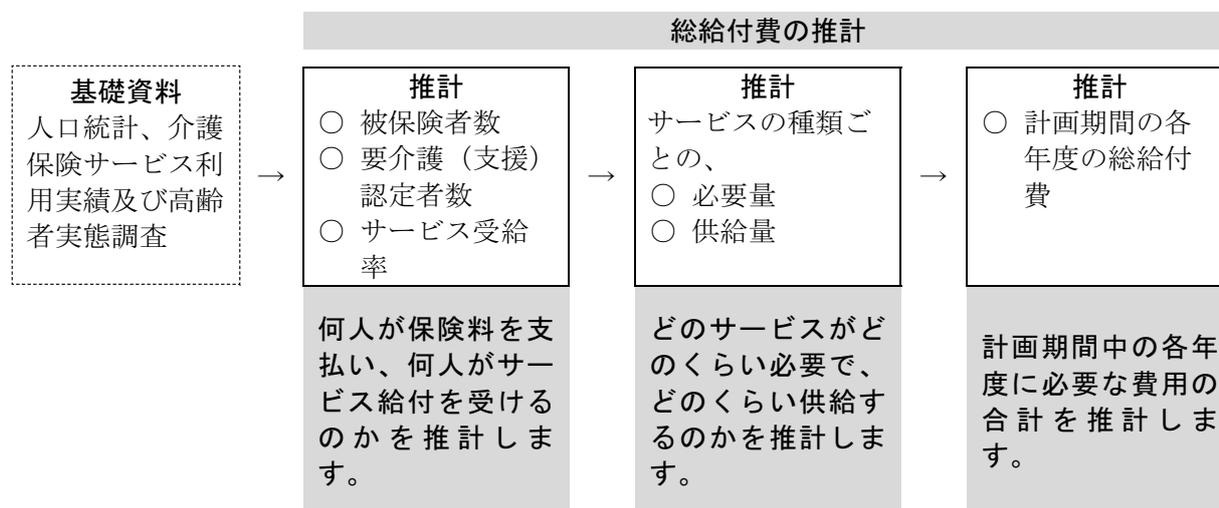
今後の方向	○ 事業の継続により、対象者の自立した生活の支援に努めます。
-------	--------------------------------

■サービス利用の実績と計画

年度	実績			計画				
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
サービス量 (実利用者数/年)	25	19	22	22	22	22	23	25

（9）介護保険料（第1号被保険者保険料）の算定

介護サービス量、保険給付費及び介護保険料〔第1号被保険者保険料〕について、以下の手順により算定します。



ここで求めた総給付費に、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料を加えて、各年度の標準給付費見込額を算出します。また、計画期間中の各年度の地域支援事業費等を見込み、調整交付金等を勘案して、保険料収納必要額（計画期間に要する費用の総額）を求めます。これをもとに保険料を算出します。

第4章：介護保険サービス（第6期介護保険事業計画）

（参考）所得段階別割合の設定

■現行所得段階（10段階（第3段階の細分化））

段階	対象者	割合
第1段階	老齢福祉年金の受給者で、本人や世帯員が住民税非課税の方 生活保護の受給者	基準額 ×0.50
第2段階	本人や世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の方	基準額 ×0.50
特例 第3段階	本人や世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入が80万円1円以上120万円以下の方	基準額 ×0.65
第3段階	本人や世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入が120万円以上の方	基準額 ×0.70
第4段階 弾力化	本人が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の方(世帯内に住民税課税者がいる場合)	基準額 ×0.90
第4段階	本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)で、第4段階弾力化以外の方	基準額
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が125万円以下の方	基準額 ×1.20
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が125万1円以上250万円未満の方	基準額 ×1.25
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が250万円以上450万円未満の方	基準額 ×1.50
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が450万円以上650万円未満の方	基準額 ×1.75
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が650万円以上850万円未満の方	基準額 ×2.00
第10段階	本人が住民税課税で合計所得金額が850万円以上の方	基準額 ×2.25

■改正所得段階（15段階）

段階	対象者	割合
第1段階	老齢福祉年金の受給者で、本人や世帯員が住民税非課税の方 生活保護の受給者 本人や世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の方	基準額 ×0.50 (0.45) ※
第2段階	本人や世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入が80万円1円以上120万円以下の方	基準額 ×0.65
第3段階	本人や世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入が120万1円以上の方	基準額 ×0.70
第4段階	本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)で、合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の方	基準額 ×0.90
第5段階	本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)で、第4段階以外の方	基準額
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.20
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	基準額 ×1.30
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	基準額 ×1.50
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が290万円以上400万円未満の方	基準額 ×1.70
第10段階	本人が住民税課税で合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	基準額 ×1.90
第11段階	本人が住民税課税で合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	基準額 ×2.10
第12段階	本人が住民税課税で合計所得金額が600万円以上700万円未満の方	基準額 ×2.30
第13段階	本人が住民税課税で合計所得金額が700万円以上800万円未満の方	基準額 ×2.50
第14段階	本人が住民税課税で合計所得金額が800万円以上900万円未満の方	基準額 ×2.70
第15段階	本人が住民税課税で合計所得金額が900万円以上の方	基準額 ×2.90

※ (0.45)については、国の予算措置が行われた後、国の基準に従い、軽減措置を講じる予定です。
 ※ 今後、国において上記以外の軽減措置が講じられる場合は、当該措置に準拠する予定です。

第4章：介護保険サービス（第6期介護保険事業計画）

（参考）サービス種別の給付量の見込み

[介護給付]

■ 居宅サービス

（千円、回、日、人／年）

		第5期実績値			第6期見込み			平成32年度	平成37年度
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度		
① 訪問介護	給付費	109,623	108,922	130,033	141,734	154,435	162,571	187,398	284,096
	回数	35,581	35,755	40,336	45,616	49,804	52,658	60,556	91,200
	人数	1,783	1,756	1,704	1,812	1,944	2,064	2,220	2,796
② 訪問入浴介護	給付費	12,196	12,092	9,334	11,694	12,292	12,581	18,533	20,797
	回数	1,060	1,036	839	1,033	1,080	1,097	1,615	1,813
	人数	188	190	168	204	216	240	288	216
③ 訪問看護	給付費	51,514	51,763	59,160	55,963	61,860	65,837	76,806	95,290
	日・回数	11,192	12,165	15,320	12,691	14,219	15,406	18,227	22,742
	人数	999	1,032	1,200	960	1,056	1,140	1,224	1,344
④ 訪問リハビリテーション	給付費	8,891	9,153	7,518	9,781	10,817	11,876	14,705	19,885
	回数	3,059	3,181	2,597	3,430	3,815	4,196	5,198	7,031
	人数	296	337	300	384	408	432	516	648
⑤ 居宅療養管理指導	給付費	8,630	10,209	14,488	14,659	15,887	17,623	20,763	28,694
	人数	1,292	1,442	1,416	1,896	2,040	2,256	2,616	3,648
⑥ 通所介護	給付費	276,896	284,143	309,588	335,201	407,794	453,822	579,193	769,551
	回数	33,355	33,765	35,196	39,826	48,384	53,502	67,204	85,860
	人数	3,936	3,907	3,720	4,200	5,136	5,712	7,428	9,024
⑦ 通所リハビリテーション	給付費	70,310	72,856	69,477	82,047	95,320	108,722	132,370	182,105
	回数	7,526	8,007	7,604	8,986	10,308	11,597	14,471	19,739
	人数	1,006	1,054	1,080	1,200	1,296	1,404	1,596	1,788
⑧ 短期入所生活介護	給付費	73,407	75,642	80,184	83,855	94,753	103,418	129,607	188,284
	日数	8,039	8,296	8,531	9,292	10,476	11,482	14,713	21,120
	人数	1,162	1,254	1,236	1,464	1,788	2,268	4,044	5,496
⑨ 短期入所療養介護	給付費	6,319	6,302	9,122	10,972	11,747	13,045	18,903	35,668
	日数	592	625	1,153	1,061	1,138	1,264	1,770	3,266
	人数	134	137	300	276	288	312	324	384
⑩ 特定施設入居者生活介護	給付費	57,567	63,431	82,358	85,655	90,892	98,994	127,634	166,607
	人数	298	317	384	444	480	516	660	864
⑪ 福祉用具貸与	給付費	51,816	54,367	61,407	68,383	72,533	77,484	86,556	110,866
	人数	3,703	3,864	3,840	4,620	5,076	5,640	6,612	8,376
⑫ 特定福祉用具販売	給付費	2,373	2,198	4,962	4,201	4,288	4,388	4,603	4,978
	人数	80	82	96	147	151	157	165	177
給付費計		729,543	751,079	837,631	904,145	1,032,618	1,130,361	1,397,071	1,906,821

※ 平成26年度は実績値に基づく年間見込み（以降同じ）

第4章：介護保険サービス（第6期介護保険事業計画）

■地域密着型サービス

（千円、回、人／年）

		第5期実績値			第6期見込み			平成32年度	平成37年度
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度		
① 定期巡回・随時対応型訪問看護	給付費	0	0	0	0	0	0	-	-
	人数	0	0	0	0	0	0	-	-
② 夜間対応型訪問介護	給付費	0	0	0	0	0	0	-	-
	人数	0	0	0	0	0	0	-	-
③ 認知症対応型通所介護	給付費	20,467	28,048	33,821	35,598	36,754	38,379	60,997	67,691
	回数			2,599	3,374	3,568	3,816	5,813	6,268
	人数	161	204	264	336	360	408	648	816
④ 小規模多機能型居宅介護	給付費	38,310	46,615	53,068	60,206	63,370	103,919	122,326	157,713
	人数	197	237	252	276	300	480	576	744
⑤ 認知症対応型共同生活介護	給付費	35,601	35,592	33,221	35,045	36,772	81,607	93,887	109,641
	人数	148	145	132	132	144	324	372	432
⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費	0	0	0	0	0	0	-	-
	人数	0	0	0	0	0	0	-	-
⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費	0	0	0	0	0	0	-	-
	人数	0	0	0	0	0	0	-	-
⑧ 複合型サービス	給付費	0	0	0	0	0	0	-	-
	人数	0	0	0	0	0	0	-	-
⑨ 地域密着型通所介護（仮称）	給付費					0	0	-	-
	人数					0	0	-	-
給付費計		94,379	110,254	120,110	129,718	136,387	223,300	276,788	334,203

第4章：介護保険サービス（第6期介護保険事業計画）

■住宅改修

（千円、人／年）

		第5期実績値			第6期見込み			平成32年度	平成37年度
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度		
	給付費	6,460	6,443	6,660	8,322	8,537	8,750	9,204	10,231
	人数	72	77	75	122	134	147	145	169
給付費計		6,460	6,443	6,660	8,322	8,537	8,750	9,204	10,231

■居宅介護支援

（千円、人／年）

		第5期実績値			第6期見込み			平成32年度	平成37年度
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度		
	給付費	76,486	79,491	88,398	88,401	100,038	110,426	127,136	153,969
	人数	5,765	5,934	6,024	6,720	7,692	8,496	9,588	11,196
給付費計		76,486	79,491	88,398	88,401	100,038	110,426	127,136	153,969

■介護保険施設サービス

（千円、人／年）

		第5期実績値			第6期見込み			平成32年度	平成37年度
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度		
① 介護老人福祉施設	給付費	358,955	369,615	379,224	380,548	380,548	408,934	477,394	572,370
	人数	1,383	1,445	1,476	1,476	1,476	1,596	1,848	2,220
② 介護老人保健施設	給付費	221,119	257,192	313,781	319,634	319,634	319,634	441,607	448,383
	人数	859	974	1,212	1,236	1,236	1,236	1,716	1,728
③ 介護療養型医療施設	給付費	45,679	58,285	153,319	160,319	160,319	160,319	160,319	160,319
	人数	124	161	156	192	192	192	192	192
④ 療養病床（医療保険適用）からの転換分	給付費	0	0	0	0	0	0	—	—
	人数	0	0	0	0	0	0	—	—
給付費計		625,753	685,091	846,324	860,501	860,501	888,887	1,079,320	1,181,072

※ 要介護1～5の認定者について、居宅サービスについては、居宅サービスそれぞれについての給付費、利用回数、利用者数を推計をしました。また、地域密着型サービス、介護保険施設サービスについては、施設整備計画等を踏まえて推計しました。

第4章：介護保険サービス（第6期介護保険事業計画）

■介護予防サービス

（千円、回、日、人/年）

		第5期実績値			第6期見込み			平成32年度	平成37年度
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度		
① 介護予防訪問介護	給付費	11,572	12,115	13,967	14,675	14,681	0	—	—
	人数	633	609	732	732	732	0	—	—
② 介護予防訪問入浴介護	給付費	199	255	296	483	489	681	1,005	1,241
	回数	25.0	32.0	36.0	60.0	61.2	85.2	126.0	154.8
	人数	6	9	12	12	12	24	36	36
③ 介護予防訪問看護	給付費	5,164	5,185	6,135	8,571	8,548	8,608	11,840	16,199
	回数	1,328	1,443	1,554	2,198	2,185	2,192	3,001	4,079
	人数	169	178	180	264	252	228	300	348
④ 介護予防訪問リハビリテーション	給付費	1,363	1,549	1,719	2,041	2,497	2,526	3,442	6,998
	回数	469	539	679	690	846	856	1,165	2,370
	人数	49	50	108	96	108	96	96	132
⑤ 介護予防居宅療養管理指導	給付費	641	917	1,073	1,915	2,419	3,071	3,980	4,706
	人数	83	127	96	120	156	192	252	300
⑥ 介護予防通所介護	給付費	37,550	36,324	32,352	35,124	38,634	0	—	—
	人数	1,096	1,068	972	1,056	1,056	0	—	—
⑦ 介護予防通所リハビリテーション	給付費	8,945	12,402	14,105	15,532	16,632	17,314	39,612	47,396
	人数	202	284	348	420	480	540	1,068	1,296
⑧ 介護予防短期入所生活介護	給付費	1,031	1,015	1,156	1,355	1,633	2,004	2,260	2,489
	日数	151	149	169	194	230	282	318	350
	人数	42	44	48	72	84	96	120	192
⑨ 介護予防短期入所療養介護	給付費	0	0	0	0	0	0	—	—
	日数	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—
	人数	0	0	0	0	0	0	—	—
⑩ 介護予防特定施設入居者生活介護	給付費	3,195	4,171	3,825	4,783	4,773	6,365	7,956	9,547
	日数	24	36	36	36	36	48	60	72
⑪ 介護予防福祉用具貸与	給付費	6,995	6,990	6,352	6,586	6,909	7,287	8,678	10,544
	人数	876	884	840	792	828	864	1,032	1,260
⑫ 特定介護予防福祉用具販売	給付費	585	989	1,091	1,113	1,232	1,369	1,775	2,099
	人数	34	47	30	51	56	62	81	95
総給付費計		77,242	81,913	82,071	92,178	98,447	49,225	80,548	101,219

※ 要支援1,2の認定者を対象として、サービスそれぞれについての給付費、利用回数、利用者数の推計をしました。

第4章：介護保険サービス（第6期介護保険事業計画）

■地域密着型介護予防サービス

(千円、回、日、人/年)

		第5期実績値			第6期見込み			平成32年度	平成37年度
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度		
① 介護予防認知症対応型通所介護	給付費	0	0	0	0	0	0	—	—
	回数	0	0	0	0	0	0	—	—
	人数	0	0	0	0	0	0	—	—
② 介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費	919	2,262	1,528	1,678	2,126	4,802	4,899	5,538
	人数	15	30	24	24	24	60	60	72
③ 介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費	0	0	0	0	0	0	—	—
	人数	0	0	0	0	0	0	—	—
④ 介護予防地域密着型通所介護（仮称）	給付費					0	0	—	—
	人数					0	0	—	—

■住宅改修

(千円、人/年)

		第5期実績値			第6期見込み			平成32年度	平成37年度
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度		
	給付費	3,750	6,185	1,246	4,679	5,105	5,480	5,820	6,014
	人数	34	67	30	42	45	48	51	52
給付費計		3,750	6,185	1,246	4,679	5,105	5,480	5,820	6,014

■介護予防支援

(千円、人/年)

		第5期実績値			第6期見込み			平成32年度	平成37年度
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度		
	給付費	8,999	9,714	10,073	10,400	11,130	12,270	15,250	18,354
	人数	2,093	2,247	2,304	2,544	2,928	2,952	3,552	3,924
給付費計		8,999	9,714	10,073	10,400	11,130	12,270	15,250	18,354

[年間給付費総計]

(千円)

	第5期実績値			第6期見込み			平成32年度	平成37年度
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度		
介護給付費計	1,532,620	1,632,358	1,807,528	1,895,594	2,043,757	2,266,105	2,794,248	3,483,623
予防給付費計	90,910	100,075	94,918	109,611	118,404	72,302	106,674	129,809
総給付費	1,623,529	1,732,433	1,902,446	2,005,205	2,162,161	2,338,407	2,900,922	3,613,432
	5,258,409			6,505,773			2,900,922	3,613,432

第4章：介護保険サービス（第6期介護保険事業計画）

■施設・居住系サービスの利用者数（人員）

		第5期実績値			第6期見込み			平成32年度	平成37年度
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度		
施設 居住系 サービス	介護老人福祉施設	115	121	123	123	123	133	154	185
	介護老人保健施設	70	81	101	103	103	103	143	144
	介護療養型医療施設	10	13	13	16	16	16	16	16
介護専用 型以外の 居住系 サービス	特定施設入居者生活 介護(介護専用型以外)	24	26	32	37	40	43	55	72
	介護予防特定施設入 居者生活介護	2	3	2	2	2	5	5	6
地域 密着型 サービス	小規模多機能型 居宅介護	15	20	21	23	25	40	48	62
	認知症対応型 共同生活介護	12	12	11	11	12	27	31	36
	特定施設入居者生活 介護	0	0	0	0	0	0	—	—
	介護老人福祉施設入 所者生活介護	0	0	0	0	0	0	—	—
	介護予防認知症対応 型共同生活介護	0	0	0	0	0	0	—	—
	介護予防小規模多機 能型居宅介護	2	2	2	2	2	5	5	6

[特別給付]

■外出支援サービス

(千円、人/年)

		第5期実績値			第6期見込み			平成32年度	平成37年度
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度		
	給付費	173	156	164	172	178	183	195	209
	人数	25	19	22	22	22	22	23	25
給付費計		173	156	164	172	178	183	195	209

[地域支援事業]

■地域支援事業費の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計	平成32年度	平成37年度
地域支援事業費（千円）	50,478	50,943	88,830	190,252	90,291	93,192
保険給付費見込額に 対する割合（%）	2.37	2.24	3.62	2.78	2.99	2.50

第5章：町独自の事業・サービス

本町では介護保険サービスに加えて、対象者とその家族への生活支援や生きがいくくり、社会参画等について様々な取り組みを行います。

(1) 高齢期の社会参画機会の拡充

① シルバー教室

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 趣味や興味を通じることで、社会的孤立感の解消や世代間の交流促進、自立生活の助長等を図るため、料理教室等の教室を開催しています。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後も引き続き、利用者の意見等を踏まえて各種教室を積極的に開催するとともに、自主的サークルによる主体的な活動を促進させます。

② 老人クラブ活動支援事業

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老人クラブは、地域を基盤とする住民の自主的な組織であり、現在 28 クラブ、会員数約 2,300 人となっています。 ・ 各単位クラブで生きがいと健康づくりの指導を行うとともに、地域の諸団体と協働し、明るい長寿社会づくりと保健福祉の向上に努めています。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会奉仕、スポーツ、文化活動等多方面にわたる老人クラブの活動を、今後とも継続して支援します。

③ シルバー人材センター事業の推進

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長年にわたって培ってきた知識、技能、経験を活かすことのできる就業の場を提供できるよう努めています。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則 60 歳以上の継続雇用の促進や雇用機会の増大を積極的に図るため、公共職業安定所等の関係機関と連携を図るとともに、シルバー人材センターが地域社会の日常生活に密着した臨時的かつ短期的な様々な仕事を提供できるよう、その円滑な事業運営に対する支援・指導に努めます。

④ 敬老会の実施

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長寿を祝福し、多年の労に報いるため、町内在住の75歳以上の人を対象に、式典やアトラクション等を行い、楽しいひとときとしての敬老会を催しています。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 75歳以上の人の増加によりイベントの継続も含め関係機関との調整を図り、誰もが親しめる事業の推進をめざします。

(2) 地域福祉の充実

① 民生委員・児童委員の活動との連携

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉活動の第一線の担い手として、町内に62人（主任児童委員5人含む）の民生委員・児童委員を設置し、地域福祉に関する様々な活動を展開しています。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民生委員・児童委員と密接な連携を図るなかで、特に高齢で一人暮らしの人や高齢世帯等を見守り、支援するネットワークづくりに努めます。

② ボランティア・NPOの活動との連携

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ （福）精華町社会福祉協議会にボランティアセンターが設置されており、ボランティア・コーディネーターが住民への各種情報提供やボランティア登録、コーディネート等を行っています。 ・ ボランティアセンターに登録されているボランティアグループは、資料編のとおりです。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティアグループのより一層の活動の充実と強化発展を図るため、ボランティアセンターに対しての支援・助言を図ります。 ○ 町内にあるNPO法人等との連携・協力を図りながら、高齢者を取り巻く様々な支援活動の促進を図ります。

③ 生活安全に係る普及啓発

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 地域社会において、交通安全や防犯・防災についての意識啓発及びそのための指導助言の重要性がますます高まっています。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> 各種講習会の開催等による普及啓発に取り組みます。 高齢で一人暮らしの人や高齢者世帯への防火訪問のほか、住宅用火災警報器や緊急通報装置の設置等を、消防と福祉が連携するなかで実施します。 警察との連携のもとで、安全相談や防犯パンフレットの配布等啓発、指導活動の強化に努め、安全対策に係る体制を充実させます。

④ 緊急通報体制整備

現状	<ul style="list-style-type: none"> 所得税非課税で心身に慢性疾患等がある高齢で一人暮らしの人や高齢者世帯を対象として、日常生活における緊急連絡時の不安等の負担軽減を図るため、緊急通報装置の貸与による設置を行っています。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> 緊急通報装置の利用方法などの指導や、定期的な登録内容の確認等によって緊急時に備える等、体制の強化に努めます。

■ サービス利用の実績と計画

年度	実績			計画				
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
サービス量 (新規貸与件数／ 総貸与件数)	4／46	3／38	2／34	3／35	3／36	3／37	3／40	3／45

⑤ 災害時要配慮者登録制度の啓発と充実

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 災害時に自力では迅速な避難行動ができない人のために、地域における自助や共助を基本とした避難登録制度を啓発し、登録者台帳整備を進めています。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> この制度と合わせ、安否確認としての緊急通報装置やファクスの設置等を通じて、地域（自治会や自主防災組織等）や民生児童委員、消防署、消防団、警察署、社会福祉施設等が災害時に密接に連携を図ることができる支援システムづくりに努めます。

⑥ 協定に基づく災害時福祉避難体制の強化

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な地震、風水害等の災害により、自力では迅速な避難行動ができない人が避難を余儀なくされた時、町と町内の社会福祉法人の施設や支援学校、ホテル等の間で、「福祉避難所」として施設等の使用の協力を要請することができる協定書を締結しています。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> 寝たきりの人など、一般の避難所での共同生活が困難な人の避難生活を確保するため、関係団体と協議、調整を進め、受入人数や相談に応じる介護支援者の配置等の条件整備を図ります。

(3) 生活支援サービス

① 高齢者日常生活用具給付

現状	<ul style="list-style-type: none"> 傷病等の理由により日常生活に支障のある人に対して、安心して暮らせるよう、日常生活用具の給付を行っています。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> 事業の継続により、便宜を図ります。

■サービス利用の実績と計画

年度	実績			計画				
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
サービス量 (延利用者数/年)	1	0	3	4	4	4	5	7

② 配食サービス

現状	<ul style="list-style-type: none"> 町内に住所を有する満 65 歳以上の人のみからなる世帯及びこれに準ずる世帯等で、心身の傷病等により食事の調理が困難な人に対して、定期的に居宅に訪問して栄養のバランスのとれた食事を提供しています。 週 6 日実施し、配食時に利用者の安否確認を併せて行っています。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> 食事が不安定になりがちな人に対して、定期的に栄養バランスのとれた食事を提供することで高齢の人の健康維持が図れることから、サービスの質の向上に努めます。

■サービス利用の実績と計画

年度	実績			計画				
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
サービス量 (実利用者数/年)	57	62	67	72	77	82	97	132

③ 生きがい活動支援通所事業

現状	<ul style="list-style-type: none"> 一人暮らしや昼間一人になる高齢者を対象に、定期的に外出し、楽しみや心身機能低下を予防するための事業を行っています。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業の継続により、対象者の社会的孤立感の解消、自立した生活の維持、心身機能低下の予防を図ります。

■サービス利用の実績と計画

年度	実績			計画				
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
サービス量 (実利用者数/年)	12	9	10	11	12	13	16	21

④ ふれあいサロン推進事業

現状	<ul style="list-style-type: none"> 現在 29 地域でサロン活動が展開されており、孤立感の解消、自立生活の助長、介護予防、また、生きがいづくりと社会参画の促進等を目的とした、各種通所サービスが提供されています。 地域のボランティア組織が事業を運営することで、地域全体で高齢の人を支えるという意識が生まれる等大きな効果が得られています。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎年 2 か所程度のふれあいサロンの開設をめざし、事業を推進します。

■サービス利用の実績と計画

年度	実績			計画				
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
サービス量 (地区)	25	27	29	29	30	31	34	39

⑤ 高齢者鍼灸マッサージ等施術費助成事業

現状	・ はり、きゅう、マッサージ等の施術費を一部助成することにより、健康保持等を図っています。
今後の方向	○ 事業の継続により、健康保持、介護予防に努めます。

■サービス利用の実績と計画

年度	実績			計画				
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
サービス量 (人)	241	224	240	245	250	255	270	295

(4) 家族介護者支援の推進

① 在宅高齢者介護者激励金支給事業

現状	・ 要介護4、5の認定を受けた在宅の65歳以上の要介護者の家族介護者に対し、年1回30,000円を支給しています。
今後の方向	○ 年1回の現金給付又は現金給付に変わる現物給付など、支給形態を検討します。

■サービス利用の実績と計画

年度	実績			計画				
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
サービス量 (支給件数)	81	83	90	94	98	100	106	116

(5) 施設福祉サービス

① 養護老人ホーム

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山城南圏域には養護老人ホームはなく、近隣市町村の施設を利用しています。 ・ 平成26年度の措置者数は1人です。
今後の方向	○ 養護老人ホームの入所措置については、近隣市町村の施設で対応します。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用見込者数(人)	2	2	2
施設整備数(か所)	0	0	0

② 軽費老人ホーム(ケアハウス)

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内には、ケアハウス1か所が設置されており、30人が入所しています。
今後の方向	○ 新設の計画はありません。現状の定員数で充足しています。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用見込者数(人)		30	30	30
施設整備 状況	定員(人)	30	30	30
	施設数(か所)	1	1	1

第6章：計画の推進

① 庁内・関係各機関の連携

- 福祉・保健・医療など庁内の関係部局の連携により、各サービスが円滑に提供できる体制を充実させます。
- 施設サービス等の需給バランスは広域的な整備状況に左右されることから、京都府や他市町村、さらには府県を越えた連携のもとでその安定供給に努めます。

② 地域及びサービス事業者との連携

- 地域福祉の充実を図るとともに、地域包括支援センターをはじめとして居宅介護支援事業者、介護サービス提供事業者等との連携のもとで、各サービスの適切かつ適正に提供します。

③ 計画の進捗管理

- 保険者として介護保険制度の円滑な運用と充実を図るため、高齢者保健福祉審議会により事業計画の達成状況、サービス提供・利用の実態を定期的に点検・評価します。
- 計画で示す目標や施策の方向等について、住民、高齢福祉に取り組む関係者で共有しながら、各種施策・事業を着実に推進します。
- 計画の進捗状況を把握するため、施策・事業の成果について適切な評価を行います。

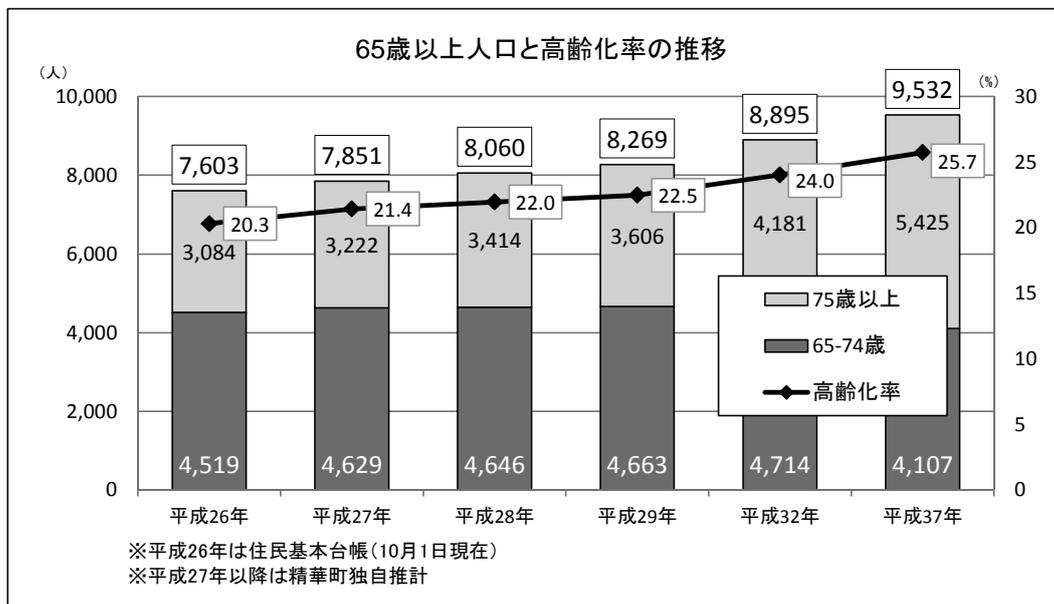
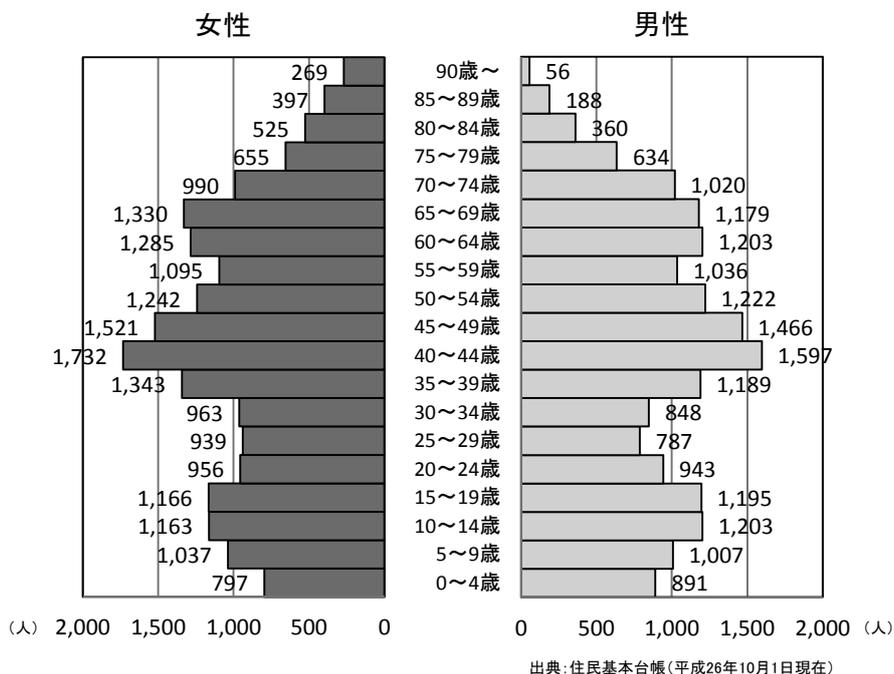
資料編

1. 精華町の高齢福祉を取り巻く概況

① 人口

- 本町の人口は 37,429 人（平成 26 年 10 月 1 日現在）、年齢 3 区分比率は年少人口（0-14 歳）が 16.3%、生産年齢人口（15-64 歳）63.4%、老年人口（65 歳以上）が 20.3%となっています。
- 40 歳代の人口が多く、この世代が高齢期を迎える 20 年後に高齢化が一段と進むことが予測できます。
- 65 歳以上人口は着実に増加し、計画期末である平成 29 年の高齢化率は 22.5%と推計されています。

性別・年齢 5 歳階級別人口



② 介護保険被保険者数

■被保険者数

単位:人

	実績値			推計値				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
総数	19,972	20,447	21,002	21,543	21,982	22,237	23,281	23,999
第1号被保険者数	6,669	7,149	7,603	7,874	8,185	8,406	8,928	9,569
第2号被保険者数	13,303	13,298	13,399	13,669	13,797	13,831	14,353	14,430

第1号被保険者：65歳以上の人

第2号被保険者：40歳以上64歳以下で医療保険に加入している人

③ 要介護(要支援)認定者数の推移

- 平成26年度9月時点の認定者数(第1号被保険者)は1,195人で、第1号被保険者数(65歳以上人口)に占める割合は15.7%となっています。
- 要介護(要支援)度別認定者数は、「要介護2」が最も多く237人、認定者数全体の19.8%となっています。
- 要介護(要支援)認定者数は年々増加傾向にあり、平成27年から平成29年の3年間で約220人増加し、平成29年には1,500人超になると見込まれています。

■要介護(支援)認定者数

単位:人

	実績値			推計値				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
総数	1,040	1,141	1,232	1,349	1,460	1,596	1,880	2,237
要支援1	73	121	100	84	84	91	108	134
要支援2	165	172	183	194	202	213	258	301
要介護1	156	164	161	157	154	154	171	201
要介護2	182	214	245	282	313	347	400	477
要介護3	172	171	217	272	316	365	436	513
要介護4	143	155	169	189	204	222	262	319
要介護5	149	144	157	171	187	204	245	292
うち第1号被保険者数	1,001	1,102	1,195	1,310	1,413	1,540	1,818	2,176
要支援1	72	118	97	81	81	87	103	129
要支援2	163	171	182	193	200	210	255	298
要介護1	154	161	160	157	154	154	171	201
要介護2	174	205	237	274	303	334	386	463
要介護3	162	162	206	259	300	347	416	494
要介護4	137	149	166	187	202	220	260	317
要介護5	139	136	147	159	173	188	227	274
認定率(第1号被保険者)	15.0	15.4	15.7	16.6	17.3	18.3	20.4	22.7

※平成26年度は見込み

④ 精華町内のボランティアグループ・サロン等

■ 精華町社会福祉協議会登録ボランティアグループ一覧

	グループ名	会員数	活動内容	登録年
障害のある人	朗読 (ひびき)	17	町広報誌「華創」や「議会だより」「社協だより」などをテープに吹き込み、希望する人に声の広報を届ける。	平成3年
	手話 (めばえ)	25	聴覚障害のある人との交流や関係団体が開催する行事に参加。小中学校の福祉体験学習の講師としても手話体験学習に協力している。	平成6年
	手話 (たけとんぼ)	8	学生・勤労者で組織。手話を学んで、聴覚障害のある人のよき理解者となり、差別や偏見のない社会にするための活動や学習会を開催している。	平成5年
	点字 (たっち)	18	点字に関する学習会を開催するほか、小中学校の福祉体験学習の講師としても点字体験学習に協力している。	平成7年
	要約筆記 (ひまわり)	12	難聴の人や失聴の人の社会参加を支援。講演会などに参加して、聞いた内容をパソコンや手書きで即座に要約し文字にして伝えている。	平成8年
	拡大写本 (ばら)	6	弱視の人や高齢の人が活字に親しむ機会をつくるために、パソコンで文字を拡大する活動を行っている。拡大写本した書籍は精華町立図書館へ寄贈している。	平成12年
	障害児課外活動 (そら)	30	障害のある子どもたちが学校のないときでも、充実した時間を過ごせるように様々なプログラムを企画・運営している。	平成7年
子ども	おもちゃの広場 (さくらんぼ)	7	0～3歳までの乳幼児とお母さんが一緒に遊ぶ場・交流の場として運営。また、子どもたちが安全かつ楽しく遊べるようにおもちゃの点検や貸し出しを行っている。	平成6年
	育児支援 (あゆみちゃん)	10	子育て中のお母さんを中心としたボランティアグループ。お互いに助け合い、困ったときには誰もが気軽にSOSが出せるような活動を心がけている。	平成8年

	グループ名	会員数	活動内容	登録年
高齢の人	調理 (あじわい)	35	要介護状態で調理困難な高齢で一人暮らしの人などに週に一回(木曜日)手づくりのお弁当を配食している。3班編成。	平成2年
	配達	12	調理ボランティアがつくったお弁当を、要介護状態で調理困難な高齢で一人暮らしの人などへ配達する。	平成2年
	手芸 (おてだま)	11	布製の小物等を作成し、チャリティ販売などを実施。	平成6年
	テレフォンサービス	7	高齢で一人暮らしの人の住まいへ自宅からの電話による安否確認やふれあいの声かけを行う。	平成8年
施設	デイサービス (かしのき)	7	デイサービスに来られる高齢の人の話し相手や簡単なお手伝いを通して交流・親睦をはかる。	平成5年
	ホーム喫茶 (いこい)	8	喫茶を通して「特別養護老人ホーム神の園」入所者との交流・親睦をはかる。	昭和63年
	古布裁断 (こっとん)	9	寝たきりで高齢の人向けのおむつのあて布を作成。根気のいる作業ですが、和気あいあいと活動している。	昭和63年
	古布裁断 (はなみづき)	9	寝たきりで高齢の人向けのおむつのあて布を作成している。「特別養護老人ホーム神の園」が活動拠点。	平成22年
その他	収集ボランティア さくらの会	9	古切手や使用済テレフォンカードなどを収集・整理して福祉に役立てる活動を行っている。	平成12年

■ 高齢者ふれあいサロン

グループ名	会員数	活動内容	登録年
きたいないきいきサロン	32	北稲八間地区に住む高齢の人を対象に毎月1回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第4火曜日。	平成12年
光台五丁目いきいきサロン	11	光台五丁目に住む高齢の人を対象に毎月1回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第2金曜日。	平成13年
谷いきいきサロン	23	谷地区に住む高齢の人を対象に、毎月1回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第3水曜日。	平成14年
菱田ふれあいサロン	42	菱田地区に住む高齢の人を対象に、毎月1回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第2又は第3水曜日。	平成14年
植田友遊サロン	23	植田地区に住む高齢の人を対象に、毎月1回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第3火曜日。	平成15年
桜が丘二丁目いきいきくらぶ	7	桜が丘二丁目に住む高齢の人を対象に、毎月1回集会所で目的とし開催する。毎月第1水曜日。	平成15年
南稲いきいきサロン	18	南稲八妻地区に住む高齢の人を対象に、毎月1回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第2金曜日。	平成15年
滝ノ鼻ひまわりサロン	14	滝ノ鼻地区に住む高齢の人を対象に、毎月1回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第4木曜日。	平成15年
柘榴いきいきサロン	20	柘榴地区に住む高齢の人を対象に、毎月1回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第1水曜日。	平成15年
北ノ堂ふれあいサロン	42	北ノ堂地区に住む高齢の人を対象に、毎月1回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第2月曜日。	平成15年
僧坊ふれあいサロン	25	僧坊地区に住む高齢の人を対象に、毎月1回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第2又は第3土曜日。	平成16年
サロン東友	35	東地区に住む高齢の人を対象に、毎月1回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第2日曜日。	平成16年

グループ名	会員数	活動内容	登録年
桜が丘三丁目いきいきサロン ンチェリークラブ	10	桜が丘三丁目に住む高齢の人を対象に、毎月1回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第2金曜日。	平成16年
里いきいきサロン	18	里地区に住む高齢の人を対象に、毎月1回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第4水曜日。	平成17年
精華台四丁目 ふれあいサロン	13	精華台四丁目に住む高齢の人を対象に、毎月1回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第2水曜日。	平成18年
馬淵ふれあいサロン	25	馬淵地区に住む高齢の人を対象に、毎月1回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第4月曜日。	平成18年
光台六丁目いきいきサロン なごみ	38	光台六丁目に住む高齢の人を対象に、毎月1回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第2木曜日。	平成20年
乾谷らくらくサロン	16	乾谷地区に住む高齢の人を対象に、毎月1回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第3金曜日。	平成21年
舟たんぼぼサロン	20	舟地区に住む高齢の人を対象に、毎月1回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第4火曜日。	平成21年
桜が丘一丁目ふれあいサロン わの会	14	桜が丘一丁目に住む高齢の人を対象に、毎月1回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第2水曜日。	平成22年
菅井ふれあいサロン	28	菅井地区に住む高齢の人を対象に、毎月1回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第3木曜日。	平成23年
光台四丁目ゆうゆうサロン	25	光台四丁目に住む高齢の人を対象に、毎月1回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第4水曜日。	平成23年
みなみふれあいサロン	20	南地区に住む高齢の人を対象に、毎月1回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第3火曜日。	平成23年
イングスローズ茶論	13	イングス精華台ローズアベニューに住む高齢の人を対象に、毎月1回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第3日曜日。	平成23年
東畑みんなの元気塾	随時	常設型サロンとして、月・火・木・金曜日（祝日以外）は、いつも開所して、高齢の人を中心としたふれあいの居場所づくりをめざして活動している。	平成23年

グループ名	会員数	活動内容	登録年
サロン七光	20	光台七丁目に住む高齢の人を対象に、毎月1回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第3水曜日。	平成24年
Happy サロン精華台	18	精華台一丁目に住む高齢の人を対象に、毎月1回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第4月曜日。	平成25年
にこにこサロン桜が丘	29	桜が丘四丁目に住む高齢の人を対象に、毎月1回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第3木曜日。	平成26年
山田ふれあいサロン	35	山田地区に住む高齢の人を対象に、毎月1回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第3水曜日。	平成26年

2. 計画策定の経過等

① 日常生活圏域ニーズアンケート調査の実施

【調査概要】

○ 目的

高齢期の健康及び生きがいの保持、増進を図るとともに、生活支援や介護に関するサービスを的確に提供するために策定する精華町第7次保健福祉計画の基礎資料とするために「日常生活圏域ニーズアンケート調査」を実施しました。

○ 期間

平成26年2月28日～平成26年3月12日

○ 対象

- ・ 要介護認定者全員
- ・ 要支援認定者全員
- ・ 一般高齢者（要介護認定者、要支援認定者以外の65歳以上の住民）1,000人

○ 方法

郵送調査法により実施

○ 回収状況及び回収率

	配布数	回収数	回収率
一般高齢者	1,000件	701件	70.1%
要介護・要支援認定者	1,020件	489件	47.9%

② パブリックコメントの実施

広く町民から意見を聴取し、計画に反映させるために、意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

○ 募集期間

平成26年12月17日～平成27年1月16日

③ 精華町高齢者保健福祉審議会の開催

関係機関の代表者、学識経験者、介護者の代表者などを委員とし、「精華町高齢者保健福祉審議会」を開催し、計画についての審議や意見交換を行いました。

■ 開催概要

	年月日	議事	場所
第1回	平成26年 4月22日(火)	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度の総括について スケジュールについて 住民アンケート調査結果の概要について 	精華町役場 202会議室
第2回	10月21日(火)	<ul style="list-style-type: none"> 第6期介護保険事業計画策定に向けた国の動向 精華町の高齢福祉に関する現状と課題 第7次高齢者保健福祉計画の策定方針 介護保険事業見込み量 	
第3回	12月2日(火)	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者保健福祉計画(案)の検討について その他 	
第4回	平成27年 1月26日(月)	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメントの実施結果について 計画案について 介護保険料の所得段階別割合について その他 	
第5回	2月16日(月)	<ul style="list-style-type: none"> 計画案について 答申について その他 	

■ 精華町高齢者保健福祉審議会委員名簿

任期：平成25年10月1日から平成27年9月30日

区分	氏名	所属
関係機関の 代表者	天野 基弥	相楽医師会精華班
	森島 秀行	精華町老人クラブ連合会会長
	○ 岩里 周英	精華町社会福祉協議会会長
	森 修美	精華町民生児童委員協議会会長
	齊藤 裕三	特別養護老人ホーム神の園施設長
	伊藤 由美	介護老人保健施設とちのき事務長
関係行政 機関の職員	藪 千津子	山城南保健所企画調整室室長
学識経験者	◎ 空閑 浩人	同志社大学社会学部教授
介護者の 代表者	石本 俊和	介護者代表
	山田 孝男	介護者代表
町の特別職員及び 一般職員	岩前 良幸	精華町健康福祉環境部長

◎：会長 ○：副会長

(敬称略)

■ 精華町高齢者保健福祉審議会条例

平成5年10月14日
条例第22号

(目的)

第1条この条例は、本町の高齢化社会への的確な対応のため、保健・福祉・医療の連携のもと、住民ニーズに応える質の高いサービスの提供の確立を図り、もって高齢者福祉の増進に資するため、精華町高齢者保健福祉審議会(以下「審議会」という。)を設置し、運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条審議会は、町長の諮問により次の事項を審議する。

- (1) 精華町高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画を含む)の策定に関すること。
- (2) 介護保険事業の運営に関すること。
- (3) 精華町高齢者保健福祉計画の進捗状況に関すること。
- (4) その他、高齢者保健福祉に関すること。

(組織)

第3条審議会は、委員12名以内で組織する。

- (1) 関係団体の代表者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 学識経験者
- (4) 介護者の代表者
- (5) 町の特別職員及び一般職員

(委員の任期)

第4条委員の任期は、2年とする。ただし、委員に変更があったときは、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条審議会に会長及び副会長を置く。

2会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3会長は、審議会を総理し、代表する。

4副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2審議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条審議会の庶務は、健康福祉環境部福祉課に置く。

(補則)

第8条この条例に定める他必要な事項については、町長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成10年条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成11年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成13年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行し、平成13年2月26日から適用する。

附則(平成14年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成18年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成23年条例第1号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

精華町第7次高齢者保健福祉計画
精華町第6期介護保険事業計画

発行 : 精華町

編集 : 健康福祉環境部 福祉課

〒619-0285 京都府相楽郡精華町南稲八妻北尻70

T E L : 0774-95-1904 F A X : 0774-95-3974

e-mail : fukushi@town.seika.kyoto.jp

発行年月 : 平成27年3月